

東京都消費生活基本計画具体的施策 取組状況・取組予定調査票

(計画期間：令和５年度～令和９年度)

柱	方向性	施策No.	施策名	令和7年度の取組状況及び成果	令和8年度の取組予定	局	部	課
1	1	1	ホームページ「東京くらしWEB」等による消費生活情報の総合的な提供	○ホームページ「東京くらしWEB」で、被害情報・危害危険情報等の注意喚起や学習教材等の消費生活情報を、読みやすく、消費者の関心を引き寄せる表現等を工夫しながら、効果的かつ迅速に発信した。また、SNS(X、Facebook)を活用して、こうした情報を拡散するとともに、ホームページに蓄積された有用な情報を時宜を捉えて発信したほか、効果的なメディアアプローチを通じ、より多くの消費者に向け、伝わる情報発信を実践した。 (東京くらしWEB:ウェブサイトアクセス数:1,505,813) (Xフォロワー数:22,962、発信数:668件) (メディアアプローチによる露出実績…テレビ:9件、デジタルメディア:35件) ○「東京くらしWEB」の掲載コンテンツをAI翻訳により15カ国語で情報提供した。 ○大学・専門学校に向けて、学生への注意喚起情報をメールマガジンにより配信した。(計10回) ○成年年齢下げを踏まえ、全都立高校教員及び希望のあった私立学校に向けて、高校生や高校卒業後に有用な注意喚起情報などの消費生活情報をメールマガジンにより配信した。(計12回)	○ホームページ「東京くらしWEB」で、被害情報・危害危険情報等の注意喚起や学習教材等の消費生活情報を、読みやすく、消費者の関心を引き寄せる表現等を工夫しながら、効果的かつ迅速に発信する。また、SNS(X、Facebook)を活用して、こうした情報を拡散するとともに、ホームページに蓄積された有用な情報を時宜を捉えて発信するほか、効果的なメディアアプローチを通じ、より多くの消費者に向け、伝わる情報発信を行う。 ○「東京くらしWEB」の掲載コンテンツをAI翻訳により15カ国語で情報提供する。 ○大学・専門学校に向けて、学生への注意喚起情報をメールマガジンにより配信する。 ○成年年齢下げを踏まえ、全都立高校教員及び希望のあった私立学校に向けて、高校生や高校卒業後に有用な注意喚起情報などの消費生活情報をメールマガジンにより配信する。	生活文化局	消費生活部	企画調整課
1	1	2	ライフステージに応じた消費生活情報の提供	○消費生活情報紙「東京くらしねっと」を主に高齢者(成人一般を含む)を対象として発行 ・隔月(奇数月)1日 7.5万部発行 フルカラー 8ページ(年6回予定) ・区市町村施設、図書館、駅、病院、チェーンストア、高齢者関係施設等に広く配布 ・学識経験者、消費者団体、読者から公募して採用した読者委員の外部委員で構成する「編集企画 会議」を開催の上、紙面内容を検討して作成 ・音声読み上げに対応したWEB版を作成し、東京くらしWEBに掲載 ・東京くらしねっとCD版を発行し、視覚障害者に無料で配布(年6回予定) ○主に若者(成人一般を含む)に向けた情報提供として、東京くらしWEBに「サッと読めるちょっとお耳に入れたい話」を掲載。また、スマートフォンから情報を収集する若者に向けて、インターネット広告を実施(2月～3月)	○消費生活情報紙「東京くらしねっと」を主に高齢者(成人一般を含む)を対象として発行 ・学識経験者、消費者団体、公募して採用した読者委員の外部委員とともに「編集企画会議」を開催の上、掲載記事テーマを検討して作成 ・音声の読み上げに対応した東京くらしねっとWEB版を作成し、東京くらしWEBに掲載 ・視覚障害者向けに東京くらしねっとCD版を発行(年6回) ○主に若者(成人一般を含む)に向けた情報提供のため、東京くらしWEBに消費生活に関連した情報を掲載し、SNS等を活用した情報発信を実施	生活文化局	消費生活総合センター	活動推進課
1	1	3	効果的な情報発信による消費者被害防止啓発	近隣自治体と合同の広報キャンペーンや若者参加型事業の実施などにより、多様な消費者への啓発を実施 ○若者向け悪質商法被害防止キャンペーン(1月～3月) テーマ『「怪しい」と気づかなければ悪質商法の思いつぽ。』 ・高校・大学・ネットカフェ等でのポスター掲示・リーフレット配布、啓発動画の作成・配信、交通広告、SNS等を活用した広告、街頭ビジョン等(1～3月) ・特別相談「若者のトラブル110番」(3月9日・10日) ○高齢者悪質商法被害防止キャンペーン(9月) テーマ『みんなで防ごう! 悪質商法にレッドカード!! 高齢者の見守りは地域でワンチーム。悪質商法を見逃さない。』 ・高齢者関連施設・医療機関等でのポスター掲示・区市町村でのリーフレット等の配布、交通広告 ・高齢者被害特別相談(9月8日～10日) ○成年年齢下げを踏まえた消費者被害防止のための若者参加型事業 ・消費者トラブルをテーマに、中学生以上29歳以下の若者からCMシナリオ及び動画を公募 ・動画化した受賞作品のSNS配信、地上波TVでの放送等プロモーションの実施 ○事業者団体・関係機関等と連携した啓発 ・FC東京ホームゲームにおいて、国立競技場の大型ビジョンで「CMシナリオ・動画コンテスト」の受賞動画を放映 ・自治会・町内会と連携した注意喚起・情報提供(「東京都かわら版」)	○高齢者悪質商法被害防止キャンペーン(9月:関東甲信越ブロック共同キャンペーン) ○若者向け悪質商法被害防止キャンペーン(1～3月:関東甲信越ブロック共同キャンペーン) ○成年年齢下げを踏まえた消費者被害防止のための若者参加型事業 ・消費者トラブルをテーマに、若者からCMシナリオ及び動画を公募 ・動画化した受賞作品のSNS配信、地上波TVでの放送等プロモーションの実施 ○事業者団体・関係機関等と連携した啓発 ・事業者団体と連携し、より効果的な情報発信を実施 ・自治会・町内会と連携した注意喚起・情報提供	生活文化局	消費生活総合センター	活動推進課
1	1	4	高齢者を狙った特殊詐欺被害防止	○自治体等が主催する防犯講習等に講師を派遣し、受講者に特殊詐欺の犯行手口を模した電話や、SMS(ショートメッセージサービス)を受信させ、特殊詐欺被害に遭う危険性を体感してもらうとともに、特殊詐欺の手口の解説や対策の説明等をする体験会を25回行った。 ○特殊詐欺の手口や防犯対策などについて分かりやすく説明するため、特殊詐欺被害防止公演(寸劇)を75回実施した。 ○特殊詐欺の最新の手口や対策等を記載した被害防止リーフレットを15万部作成し、各区市町村、警察署を通じて、都内在住の高齢者に配布している。	○自治体等が主催する防犯講習等に講師を派遣し、受講者に特殊詐欺の犯行手口を模した電話や、SMS(ショートメッセージサービス)を受信させ、特殊詐欺被害に遭う危険性を体感してもらうとともに、特殊詐欺の手口の解説や対策の説明等をする体験会の実施。 ○特殊詐欺の手口や防犯対策などについて分かりやすく説明するため、特殊詐欺被害防止公演(寸劇)の実施。 ○特殊詐欺の最新の手口や対策等を記載した被害防止リーフレットを作成し、各区市町村、警察署を通じて、都内在住の高齢者に配布する。	都民安全総合対策本部	総合推進部	治安対策課
1	1	5	サイバー犯罪被害防止のための情報発信・広報啓発活動の推進	○都民に向けたサイバーセキュリティ広報啓発イベントの開催 都民一般を対象に、サイバー犯罪被害を身近な問題と捉えてもらうため、街頭キャンペーン、Web広告や大型電子掲示板の活用など、様々な情報発信手段による大規模なサイバーセキュリティ広報啓発イベントを実施した。 ○サイバーセキュリティ意識を醸成する広報啓発活動の展開 広報啓発用映像を制作し、X(旧Twitter)やYouTube公式チャンネル、交通広告(電車内ビジョン広告)等を活用して、サイバー犯罪の手口や対処方法について幅広い年齢層に対し、短時間で分かりやすい啓発を行った。 ○高齢者スマホ防犯教室の開催 スマートフォンの操作に不慣れな高齢者を対象とした、インターネット上の詐欺被害を疑似体験することができる「スマホ防犯教室」を開催した。	○都民に向けたサイバーセキュリティ広報啓発イベントの開催 都民一般を対象に、サイバー犯罪被害を身近な問題と捉えてもらうため、街頭キャンペーン、Web広告や大型電子掲示板の活用など、様々な情報発信手段による大規模なサイバーセキュリティ広報啓発イベントを実施する。 ○サイバーセキュリティ意識を醸成する広報啓発活動の展開 広報啓発用映像を制作し、X(旧Twitter)やYouTube公式チャンネル、交通広告(電車内ビジョン広告)等を活用して、サイバー犯罪の手口や対処方法について幅広い年齢層に対し、短時間で分かりやすい啓発を行う。 ○高齢者スマホ防犯教室の開催 スマートフォンの操作に不慣れな高齢者を対象とした、インターネット上の詐欺被害を疑似体験することができる「スマホ防犯教室」を開催する。	警視庁	サイバーセキュリティ対策本部	サイバーセキュリティ対策本部

東京都消費生活基本計画具体的施策 取組状況・取組予定調査票

(計画期間：令和５年度～令和９年度)

柱	方向性	施策No.	施策名	令和7年度の取組状況及び成果	令和8年度の取組予定	局	部	課
1	1	6	生活安全相談センター等における 広報啓発活動	○生活安全相談センター、警察署等において、特殊詐欺や悪質商法等に関する相談受理をした際、相談者だけではなく、家族に連絡をして家族で資産を守るという意識を植え付けるとともに、被害防止のための注意喚起を積極的に行い、被害防止に係る情報発信に努めた。 ○犯罪性のある消費者相談の対応については、相談者宅での聴取、業者の名刺等があれば業者への事実確認、警告を実施した。	○生活安全相談センター、警察署等において、特殊詐欺や悪質商法等に関する相談受理をした際、相談者だけではなく、家族に連絡をして家族で資産を守るという意識を植え付けるとともに、高齢者支援センターなどの関係機関への連絡、被害防止のための注意喚起を積極的に行い、被害防止に係る情報発信に努めていく。 ○犯罪性のある消費者相談の対応については、相談者宅での聴取、業者の名刺等があれば業者への事実確認、警告を実施するとともに、消費生活センターなどの関係機関との連携を図っていく。	警視庁	生活安全部	生活安全総務課
1	1	7	防災機器の不適正販売等に係る都民の被害等防止対策	○住宅用火災警報器や消火器等の住宅用防災機器等の普及促進のリーフレットやホームページに不適正販売への注意喚起の内容を掲載するとともに、クーリングオフ制度を紹介した。 ○、地域で行われる防火防災訓練等、都民と接する機会を捉えて、不適正販売への注意を呼び掛けた。	○引き続き、住宅用火災警報器や消火器等の住宅用防災機器等の普及促進のリーフレットやホームページの他、防火防災訓練等の都民と接触する機会を捉えて、不適正販売等の被害を防止の注意喚起やクーリングオフ制度を紹介する。	東京消防庁	防災部	防災安全課
1	1	8	不動産取引に係る消費者向け情報提供	○住宅政策本部ホームページやリーフレット等を活用し、不動産取引に関する消費者向け情報提供を推進 ○消費者の不動産取引に関する知識の向上を図るため、相談会イベント(令和7年10月新宿区・令和7年12月多摩市)など多様な方法を用いて効果的な普及啓発を推進 ○家賃値上げに係るトラブルや投資用不動産取引にかかるリスクを含めた留意点について、啓発動画を作成し、SNS等を活用することにより効果的な普及啓発を推進	○住宅政策本部ホームページやリーフレット等を活用し、不動産取引に関する消費者向け情報提供を推進 ○消費者の不動産取引に関する知識の向上を図るため、相談会イベントなど多様な方法を用いて効果的な普及啓発を推進 ○家賃値上げに係るトラブルや投資用不動産取引にかかるリスクを含めた留意点について、様々な広報ツールや手法を活用しながら普及啓発を推進	住宅政策本部	民間住宅部	不動産業課
1	1	9	ヒヤリ・ハット調査を基礎とした潜在危険の情報提供	○ヒヤリ・ハットレポート「キャンプ・バーベキューに使用する製品等による危険ガイド」令和7年9月 50,000部配布	○インターネットのアンケートにより、ヒヤリ・ハット体験事例を収集・分析するヒヤリ・ハット調査を実施する。 調査結果を取りまとめたヒヤリ・ハットレポートを作成・配布し、都民への注意喚起に取り組むとともに、関係機関及び事業者へ調査結果を情報提供し、被害の未然・拡大防止を図る。 ○必要に応じて商品テストや安全性に係る調査のテーマとして取り上げ、調査・分析を行	生活文化局	消費生活部	生活安全課
1	1	10	子供の事故防止に向けた情報発信・普及啓発	○子育て世代が集まるイベント等に出展し子供の安全に配慮した製品の紹介を行った。また、10月に開催された消費生活について楽しく学べるイベントに出展するとともに、区市町村と連携し、消費生活展等での模型・パネル等の貸出しを行った。 ○ネット世代へ情報提供する手段として、事故事例と事故防止メッセージを加えた動画を作成し、YouTubeや東京くらしWEB、プラットフォーム「Safe Kids」へ掲載する等、普及啓発の取組をあらゆる方面から行った。	○東京消防庁防災館との連携や、子育て世代が集まるイベント等への出展を行うとともに、区市町村と連携し、消費生活展等での模型・パネル等の展示を行う。 ○ネット世代へ情報提供する手段として、事故事例と事故防止メッセージを加えた動画を作成し、YouTubeや東京くらしWEBへ掲載したり、商品等安全対策協議会の提言に基づいて作成したリーフレットを配布する等、普及啓発の取組をあらゆる方面から行っていく。	生活文化局	消費生活部	生活安全課
1	1	11	乳幼児の事故防止に向けた啓発	○事故防止学習ソフトについて東京都出産・子育て応援事業のメルマガ等で広く周知した。 ○ホームページ上に、幼児の視界を体験できる印刷物「東京都版チャイルドビジョン」を掲載し普及啓発している。	○事故防止学習ソフトについて引き続き広く周知する。 ○ホームページ上に、幼児の視界を体験できる印刷物「東京都版チャイルドビジョン」を掲載し普及啓発する。	福祉局	子供・子育て支援部	母子健康支援課
1	1	12	リコール製品や長期使用製品による事故の防止	○東京くらしWEB上に、消費者庁等の関係機関のリコール情報サイトへのリンクを掲載し、リコール製品による事故の未然防止に努めた。	○危害・危険情報によるリコール製品関連情報の発信 東京くらしWEBの危害・危険情報において、リコール製品に起因した事故等が発生した場合等をとらえ、リコール製品の所有状況の確認等について発信する。 ○長期使用製品関連情報の発信 東京くらしねっとや東京くらしWEBの危害・危険情報などを活用し、長期使用製品安全点検・表示制度について周知していく。	生活文化局	消費生活部	生活安全課
1	1	13	都民生活において生じる事故防止対策の推進	○日常生活での事故発生状況や要因を把握し、過去に発生した事故状況などを踏まえ重大事故の未然防止に努めるとともに、繰り返し発生が危惧される事故及び季節に起因する事故について、事故防止対策をホームページ、東京消防庁公式アプリ、SNS等の各種広報媒体で定期的に発信した。 ○都民に対する熱中症の予防についての通知を東京都の関係各局へ発信し、熱中症による救急搬送人員の抑制を図った。 ○乳幼児の事故防止冊子「STOP！子どもの事故」を作成し、区市町村の保健所窓口等で、配布した。 ○高齢者の事故防止冊子「STOP！高齢者の事故」をシルバーパス発行窓口、都内の日本年金機構等で配布した。 ○子供の日常生活事故防止に関する普及啓発動画「知ろう!! 日常に潜む危険!!」を制作し、当庁のみならず子供の施策を担当している関係各局へ動画使用の協力を行った。	○昨年度と同様に、日常生活での事故発生状況や傾向を分析し、同種事故の再発防止のために事故情報や予防情報として、都民への発信(ホームページ及びSNSへの掲載、冊子の作成、報道発表等)及び関係業界団体等に対する再発防止措置を講ずる。	東京消防庁	防災部	防災安全課
1	1	14	火災調査結果等の安全対策への反映	○火災調査結果を類似火災の再発防止に反映させるため、関係する業界やメーカー等に対して改善指導を行うとともに、報道発表やホームページへの掲載、SNS等を活用し、火災情報等を都民に提供した。 また、社告・リコール製品及び同一製品から多発している火災について、関係省庁へ情報提供を行うとともに、業界、メーカー等に対して改善要望を行い、令和7年版火災の実態に「社告品から出火した火災」として火災状況の数値とともに事例をホームページに掲示した。「ホームページ等へ掲示した内容」 ・誤ったごみの分別により火災が発生！ ・リチウムイオン電池搭載製品の出火危険 ・令和7年中の火災状況(年報及び四半期ごとの火災状況) ・「令和7年版 火災の実態」の発刊 年中の特徴として、電気設備機器(電子レンジ、リチウムイオン電池関連)の火災状況及び政令用途対象物(飲食店、ホテル・旅館等)に関して、火災状況の数値とともに事例をホームページに掲示した。	○火災調査結果を類似火災の再発防止に反映させるため、関係する業界やメーカー等に対して改善指導を行うとともに、報道発表やホームページへの掲載、SNS等を活用し、火災情報等を迅速に都民に提供する。	東京消防庁	予防部	調査課

東京都消費生活基本計画具体的施策 取組状況・取組予定調査票

(計画期間：令和５年度～令和９年度)

柱	方向性	施策No.	施策名	令和7年度の取組状況及び成果	令和8年度の取組予定	局	部	課
1	1	15	消費生活基本調査	○都民の日常の消費生活における意識や行動、消費者事故や契約トラブルの経験等について調査し、その結果を今後の施策展開の基礎資料として活用するため、都民2,400人を対象としたインターネットによる消費生活基本調査を実施した。(テーマ:高齢者の消費者被害に関する調査)	○消費者を取り巻く動向や被害の実態を的確に把握し、消費生活行政を効果的に展開するため、都民2,400人を対象としたインターネットによる消費生活基本調査を実施する。その結果は、効果的な情報発信の在り方など、施策展開の基礎資料として活用する。	生活文化局	消費生活部	企画調整課
1	1	16	相談情報を活用した情報発信	○全都域の相談状況の概要「令和6年度消費生活相談概要」を公表(7月) ○全都域の相談状況の分析「令和6年度消費生活相談年報」を発行(9月) ○毎月の相談受付状況と傾向、テーマ別分析(年4回)及び消費者注意情報(20回、うちマンガ版2回)等をホームページ「東京くらしWEB」で発信 ○消費者教育資料等への事例掲載	○全都域の相談状況の概要「令和7年度消費生活相談概要」を公表(7月) ○全都域の相談状況の分析「令和7年度消費生活相談年報」を発行(9月) ○毎月の相談受付状況と傾向、テーマ別分析及び消費者注意情報等をホームページ「東京くらしWEB」で発信 ○消費者教育資料等への事例掲載	生活文化局	消費生活総合センター	相談課
1	1	17	地方消費生活行政の充実・強化	○令和8年度国の施策及び予算に対する提案要求の実施 ・令和7年6月、国に対し地方消費生活行政推進のため、平成29年度までと同等以上の財政支援を行うとともに、必要な財源を継続的・安定的に確保することについて提案要求を実施 ○この提案要求については、毎年度継続的に実施してきた。令和7年度末に全ての推進事業の活用期間が終了し、各種の取組が継続困難になる恐れがあったが、まだ不十分ながらも事業が再編・整理され、財政支援が受けられない事態は回避されるなど、一定の成果を得ることができた。	○令和9年度国の施策及び予算に対する提案要求の実施 ・令和8年度より新たな財政支援制度が開始され、令和7年度までとされていた従前の推進事業が「地方消費者行政機能維持事業」として再編・整理された。ただし、制度見直し後においても、実施主体が限定され、活用期間が令和11年度末までとされるなど、平成29年度までと同等の支援には至っていない。 そうした背景を踏まえて、国に対し、地方消費生活行政推進のため、引き続き平成29年度までと同等以上の財政支援を行うことについて提案要求を実施する。	生活文化局	消費生活部	企画調整課
1	2	1	高齢者の消費者被害防止のための見守りネットワークの充実	○区市町村における消費者安全確保地域協議会の設置支援のため、アウトリーチ活動や設置状況調査を行い、状況分析の上、必要な情報提供や助言を実施 なお、国に対する財政面や制度面の要望も行い、協議会を設置しやすい環境を整備 ○出前講座、出前寄席等の実施により地域で高齢者をサポートする見守り人材等を育成 ○民間事業者と連携しての個別訪問により高齢者本人や周囲の人への消費者被害に係る注意喚起を実施 ○福祉局の高齢者福祉部門等と協力して、区市町村に向けて地域における消費生活部門と福祉部門との連携の重要性を説明するなど連携強化に係る働きかけを実施	○区市町村における消費者安全確保地域協議会の設置・運営に係る支援を中心に、高齢者の消費者被害防止のための取組を推進 ・区市町村における消費者安全確保地域協議会の設置に向けた検討状況や設置後の運営状況について、個別のアウトリーチ活動を実施して現状を把握し、設置や運営に係る情報提供や助言を実施 ・福祉局と協力し、区市町村の消費生活部門と福祉部門の連携強化に係る働きかけを実施 ○区市町村の高齢者見守りネットワークの運用について、アウトリーチ活動等を通じて状況を把握し、必要な情報提供や助言を実施 ○出前講座、出前寄席等の実施により地域で高齢者をサポートする見守り人材等を育成	生活文化局	消費生活部 消費生活総合センター	企画調整課 活動推進課
1	2	2	高齢者のための専用相談・通報受付	○高齢者相談8,813件(うち特別相談125件)(速報値) (特別相談は関東甲信越ブロック及び都内区市町と合同で実施) ○高齢消費者見守りホットライン61件、高齢者110番197件 ○関係機関との連携(高齢者被害相談関連) 東京都社会福祉協議会との連携(地域福祉権利擁護事業関係団体連絡会議への参加)	○高齢消費者見守りホットライン、高齢者110番での相談受付 ○関東甲信越ブロック及び都内区市町と合同で、高齢者被害特別相談を9月に実施 ○関係機関との連携(高齢者被害相談関連) 地域福祉権利擁護事業関係団体連絡会議への参加等を通じ、東京都社会福祉協議会と連携	生活文化局	消費生活総合センター	相談課
1	2	3	高齢者等の消費者被害を防止するための見守り人材の育成及び民間事業者との連携	○自宅まで商品やサービスを届ける宅配事業者等と連携し、高齢者世帯等に悪質商法被害に関するリーフレットを届け、注意喚起を実施(9月～12月。都内全域で約16万部配布) ○ホームヘルパー、ケアマネジャーなどの介護事業者や民生委員・児童委員、町会・自治会や老人会、高齢者見守りネットワークのメンバー、配送事業者など、高齢者を見守る立場の人を対象に、被害の早期発見、悪質商法の特徴、見守りのポイント、被害発見時の対応等についての出前講座を実施(140回、3,042人)	○自宅まで商品やサービスを届ける宅配事業者等と連携し、高齢者世帯等に悪質商法被害に関するリーフレットを届け、注意喚起を実施(9月～12月。都内全域で約16万部配布) ○ホームヘルパー、ケアマネジャーなどの介護事業者や民生委員・児童委員、町会・自治会や老人会、高齢者見守りネットワークのメンバー、配送事業者など、高齢者を見守る立場の人を対象に、被害の早期発見、悪質商法の特徴、見守りのポイント、被害発見時の対応等についての出前講座を実施(200回実施予定)	生活文化局	消費生活総合センター	活動推進課
1	2	4	高齢者に多い消費者被害を減らすための対策の検討	○東京くらしねっとに高齢者向けの注意喚起記事を掲載した。また、事業者向けには、条例の理解促進を目的としたリーフレットを事業者指導の際に配付するとともに、コンプライアンス講習会において周知を行った。これにより、消費者が迷惑を感じる勧誘等の不適正な取引行為を都条例で禁止していることについて啓発を図った。	○高齢者及び高齢者を見守る人々に対し、消費生活総合センターと連携して、高齢者に多い消費者被害に関する注意喚起を行う。 ○事業者向けには、販売事業者が遵守すべきルールを記載した啓発リーフレットを事業者指導の際に配付するとともに、コンプライアンス講習会において周知を行う。	生活文化局	消費生活部	取引指導課
1	2	5	成年後見制度等の活用による消費者被害の防止・救済体制の充実	○都における権利擁護に係る取組について、中心となる3つの事業の実績により記載する。 ①日常生活自立支援事業については、都内62団体で実施しており、契約件数は4,300件を超える等、取組が着実に進んでいる。 ②福祉サービス総合支援事業については、都内では54区市町村が実施し、未実施自治体についても立上げ支援の取組を行った。 ③成年後見活用あんしん生活創造事業において、制度に関する相談や後見人支援等を行う成年後見制度推進機関を設置・運営する区市町村を支援するとともに、「成年後見地域連携ネットワーク会議」の開催等、定期的に家庭裁判所や専門職団体等と情報交換の機会を設け連携強化を図った。 一人暮らしの高齢者等が、日常生活自立支援事業や福祉サービス総合支援事業により、日常生活の見守り等で、定期的に第三者が関わりを持つことで、消費者被害を未然に、または軽微にとどめることも可能である。 ・成年後見制度推進機関設置区市町村数(R8.3.31) 53区市町村	○都における権利擁護に係る取組について、中心となる3つの事業について、記載する。 ①日常生活自立支援事業については、着実に取組を進める。 ②福祉サービス総合支援事業については、実施自治体への支援を継続するとともに、未実施自治体への働きかけにより、一層のサービスの充実に努めていく。 ③成年後見活用あんしん生活創造事業については、どの地域においても必要な方が適切に支援につながり安心して成年後見制度を利用できるよう、成年後見制度推進機関の未設置地区へ働きかけていくとともに、「地域と家庭裁判所の連携による成年後見制度の新たな選任・利用支援のしくみ」の普及など、各地域において地域連携ネットワークの整備及び一層の機能充実に図るよう支援していく。	福祉局	生活福祉部	地域福祉課

東京都消費生活基本計画具体的施策 取組状況・取組予定調査票

(計画期間：令和５年度～令和９年度)

柱	方向性	施策No.	施策名	令和7年度の取組状況及び成果	令和8年度の取組予定	局	部	課
2	1	1	悪質事業者に対する取締りの徹底	○「悪質事業者通報サイト」への都民からの通報や都内消費生活センターから収集した情報を、多角的・専門的に調査・分析し、不適正な取引行為の取締に活用。 ・通報件数：悪質事業者 620件、不当表示 703件、架空請求 312件 ・通報に基づき、処分3件と指導26件を実施 ※速報値 ○特定商取引法及び東京都消費生活条例に基づく行政指導・処分等を実施。また、庁内関係各局や五都県(東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県・静岡県)等とも連携し、合同指導を実施。 ・指導 103件(うち五都県合同指導17件、健康食品試売調査に基づく保健医療局等との合同指導17件) ・処分 5件 点検商法(屋根リフォーム、給湯器交換工事)やレスキュー商法(害虫駆除、水まわり修理)など、不適正取引を行う事業者に対して業務停止命令等を実施。	○「悪質事業者通報サイト」や都内消費生活センターからの消費者トラブル情報を、特定商取引法及び東京都消費生活条例等に基づき、専門的に調査し多角的に分析することで、適切かつ精度の高い法執行につなげる。特に、発達の著しいインターネットやSNSの最新機能について、専門家から知見を得る機会を確保し、これを踏まえ、通信販売その他の事業者に対する適時適切な処分・指導につなげる。 ○警察OBを含む特別機動調査班による立入調査や行政処分等を実施し、処分事業者名及び処分内容等を、都民をはじめ広く情報提供することで、消費者被害の未然防止及び拡大防止を図る。 ○引き続き、国や近隣県等と連携して指導・処分等を行うことで、広域に活動する悪質事業者を市場から排除し、健全な取引環境の確保を図る。 ○消費者被害の実態や新手の悪質商法に対応するため、法執行を担う現場の視点から、法令改正等について国に対して働きかけを行う。特に、デジタル取引に関する消費者保護規制の強化を国に要望する。	生活文化局	消費生活部	取引指導課
2	1	2	不当表示に対する監視等の徹底	景品表示法に抵触するおそれのある不当表示等について監視を強化し、表示の適正化に向けた 調査・指導等を実施。 ○インターネット広告監視(調査件数16,000件、指導件数175件) ○SNS等広告監視(調査件数320件、指導件数203件) ○通報サイトに寄せられた情報をもとにした調査(指導件数8件) ○「東京デジタルCATS」(不当なデジタル広告を行う事業者に対し、専門的知見を有する助言員チーム)の協力を得ながら不当表示に対する調査を行い、行政処分につなげた。(措置命令2件) ○行政処分の実施にあわせ、事業者・都民に対し注意喚起を図った。(3月23日・3月27日) ○五都県広告表示等適正化推進協議会(東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県・静岡県)において、各県及び消費者庁等との意見交換会及び景表法に違反するおそれのある事業者に対し合同調査及び指導を行った。(指導件数6件)	○インターネット広告・SNS等広告監視等の実施 景品表示法に違反するおそれのある不当表示等について監視の強化に向け、指導の効率化と質の向上を図りながら、表示の適正化に向けた調査・指導等を行っていく。 ○通報サイトに寄せられた情報のうち、景品表示法に違反するおそれのある広告・表示について調査し、事業者に対して適切な指導を行う。 ○「東京デジタルCATS」の協力を得ながら不当表示に対する調査を行い、適切な行政処分(措置命令)につなげるとともに、消費者・事業者に向けた情報発信や働きかけを更に充実させ、不当表示を許さない気運の醸成を図る。 ○五都県広告表示等適正化推進協議会において、景表法に違反するおそれのある事業者に対し合同調査及び指導を行うほか、関係機関職員や専門家等との意見交換等を通じ、調査・指導につながる情報・知識の習得をはかるなど、広域的な対応力を強化する。	生活文化局	消費生活部	取引指導課
2	1	3	架空・不当請求に対する消費者被害の未然・拡大防止対策	○架空請求専用サイト「STOP！架空請求！」を運営し、通報窓口に寄せられたメールやはがき等(平成30年度：2,564件、令和元年度：926件、令和2年度：596件、令和3年度：770件、令和4年度：1,147件、令和5年度653件、令和6年度406件、令和7年度312件)について内容を調査し、条例に基づく架空請求事業者認定を行った。 ○不適正な事業者名・サイト名等をホームページ上で都民に情報提供を行う(平成30年度：97件、令和元年度：51件、令和2年度：35件、令和3年度12件、令和4年度：23件、令和5年度31件、令和6年度30件、令和7年度9件)とともに、警視庁、消費者庁等へ情報提供を行った。	○架空請求事業者名やサイト名等について、警視庁、消費者庁、総務省等に対して情報提供を行うとともに、ホームページ上で都民に周知する。 ○必要に応じて消費生活条例違反の事業者への警告を行うとともに、通信事業者への対策要請等を行う。 ○通信事業者や送信元情報をわかりにくくしたケースなど、手口等について引き続き都民に情報提供していく。	生活文化局	消費生活部	取引指導課
2	1	4	適格消費者団体への支援	○消費者団体訴訟制度連絡会を令和8年1月に開催し、情報や意見の交換を行った。 ○都が行う専門研修(法律等問題研修)への適格消費者団体職員の参加を受け入れた。	以下の取組により、適格消費者団体への支援を行っていく。 ①消費者団体訴訟制度連絡会を開催し、情報や意見の交換を行う。 ②適格消費者団体が差止請求権を適切に行使できるようにするため、適格消費者団体からの要請に応じて消費生活相談情報の提供を行う。 ③都が行う専門研修(法律等問題研修)への適格消費者団体職員の参加を受け入れる。	生活文化局	消費生活部	企画調整課
2	2	1	事業者のコンプライアンス意識の醸成	○平成22年度から年1回、事業者の法令遵守意識を高めるためのコンプライアンス講習会(令和2年度からWEB配信)を実施している(①特定商取引法(通信販売編)、②特定商取引法(訪問販売等)、③景品表示法)。講習会では、弁護士等の専門家による法令の概要・違反事例の解説だけでなく、都職員による条例解説、法令遵守に取り組む事業者団体からの取組状況等報告を行うとともに、事業者向けの法令ガイドブックや事業者のコンプライアンス事例集等をデータで案内している。 また、受講者の利便性の向上を図るため、募集規模の拡大や配信期間の延長を行った。受講者ー平成30年度：865名、令和元年度：780名、令和2年度：849名、令和3年度：1,066名、令和4年度：4,784名、令和5年度：13,291名、令和6年度：11,297人、令和7年度：9,563人)。 平成29年度から、事業者団体のニーズに応じて講師派遣型のコンプライアンス講習会を実施し、事業者団体等の自主的な取組を推進するための連携・支援を行っている(平成30年度：5回、平成31(令和元)年度：3回、令和2年度：2回、令和3年度：3回、令和4年度：3回、令和5年度：5回、令和6年度4回、令和7年度：4回)。 さらに、平成26年度にホームページ「東京くらしWEB」に設置した事業者向け学習コンテンツ「クイズで学ぶ法令遵守」について、平成30年度に「東京都消費生活条例」のコースを新設し、令和元年度に「特定商取引法」、令和4年度に「景品表示法」のコースを増設し、令和5年度は、「特定商取引法」のコースに「電話勧誘販売編」を増設した。、令和7年度はコンプライアンス講習会等で当該コンテンツの周知を行った。	○「事業者向けコンプライアンス講習会(集中配信型)」については、受講しやすい環境にするとともに、適正なデジタル広告に関する知識の普及と法令遵守意識の浸透のため、引き続き「ネット広告総合コース」を設置する。また、アンケート等に基づき、講習内容をよりニーズに合った内容に変更するなど、更なる講習内容の充実を図るとともに、より多くの事業者に利用してもらうよう、講習会の周知について新たな情報発信の方法を加える。 ○講師派遣型の講習会については、事業者団体等のニーズを踏まえ、よりきめ細かな講習内容とするともに、実際に発生した事例を盛り込むなど、事業者の自主的な取組を推進するための連携・支援を行う。 ○特定商取引法や景品表示法に係る事業者向けパンフレット等のデータを講習会等で周知するとともに、ホームページ「東京くらしWEB」に設置している学習コンテンツについて、事業者の研修や自主学習に活用できるように内容を充実し、事業者のコンプライアンス意識の醸成を図っていく。	生活文化局	消費生活部	取引指導課

東京都消費生活基本計画具体的施策 取組状況・取組予定調査票

(計画期間：令和５年度～令和９年度)

柱	方向性	施策No.	施策名	令和7年度の取組状況及び成果	令和8年度の取組予定	局	部	課
2	2	2	商品量目立入検査・指導	○商品量目立入検査 ・スーパーマーケット、一般小売店等を対象に、計量販売されている商品について、商品量目立入検査を実施した。 ・過去の不適正事業者及び新規出店事業者を中心に抽出し効果的に商品量目立入検査を実施した。(事業所数R7:239店舗) ○買取検査 ・消費者の関心や影響がある商品及び市場の流通を鑑みて4品種49品目の買取検査を行った。 (パスタソース・ふりかけ・グミ・チョコレート) ○計量実務連絡会 ・保健医療局が行っている、年2回実施されている「食品の適正表示推進者育成講習会」等を通し、計量法に基づく商品量目制度について情報発信した。	○商品量目立入検査 ・スーパーマーケット、一般小売店、駅ビル等を対象に、計量販売されている商品について、商品量目立入検査を実施する。 ・過去の不適正事業者を抽出し効果的に商品量目立入検査を実施する。 ・島しょにおいては、新島及び神津島について実施する。 ○買取検査 ・表記事項等に不適正の疑いがあるものとして情報提供を受けた商品及び市場の流通を鑑みて4品種40品目程度の買取検査を行う。 ○計量実務連絡会 ・保健医療局が行っている、年2回実施されている「食品の適正表示推進者育成講習会」等を通し、計量法に基づく商品量目制度について情報発信する。	生活文化局	計量検定所	検査課
2	2	3	計量の適正化に向けた事業者に対する啓発活動の推進	○届出事業者(製造・修理・販売各事業者) ・事業者向け手引書を活用し、事業開始時及び立入検査時において事業者指導を行った。(令和7年度新規事業者28、立入検査18事業者) ○登録事業者(一般計量証明事業者) ・計量証明事業登録の条件である一般主任計量者認定のための講習会を通じて、主任計量者試験を実施し適切に認定した。 (令和7年度主任計量者認定29名) ○指定事業者(適正計量管理事業者) ・自主的な計量管理の推進を図るための適正計量管理主任者養成講習会を実施した。 ・毎年11月の計量強調月間において、リーフレット等の配布による適正計量の周知や強調月間中に行った適正計量に関する取組の報告をもらい、適正計量の啓発を行う。 (令和7年度講習会1回実施、適正計量の啓発実施151団体)	○届出事業者(製造・修理・販売各事業者) ・事業者向け手引書を活用し、事業開始時及び立入検査時において事業者指導を行っていく。 ○登録事業者(一般計量証明事業者) ・計量証明事業登録の条件である一般主任計量者認定のための講習会を通じて、主任計量者試験を実施し適切に認定していく。 ○指定事業者(適正計量管理事業者) ・自主的な計量管理の推進を図るための適正計量管理主任者養成講習会を実施する。 ・計量記念日のある11月は「計量強調月間」と位置づけ、「計量管理強調運動」として各種リーフレット等の配布を含めた適正計量への更なる取組依頼や、指定事業者以外である商店街連合会等へ「正量取引強調運動」としてポスター、リーフレット等の配布による周知を通じて適正計量の啓発を行う。	生活文化局	計量検定所	管理指導課
2	2	4	宅地建物取引業者の指導監督	○宅建業者からの不動産の売買・賃貸借等に関する電話及び窓口での相談に対し、適切に助言等を実施 ○宅地建物取引業者に指導や業者の事務所への立入調査等を実施 ○悪質な業者については宅地建物取引業法に基づく行政処分を行う等により、適正な不動産取引の確保に向けて適切に指導監督を実施 ○「賃貸住宅紛争防止条例」に基づき、宅地建物取引業者に対する適切に指導等を実施するとともに、原状回復や入居中の修繕等の基本的な考え方等について分かりやすく解説した「賃貸住宅トラブル防止ガイドライン」の周知を実施 ○賃貸住宅紛争防止条例に基づく説明のオンライン化の普及に向けて、宅建業者に対する実施方法の周知や情報提供を実施	○宅建業者からの不動産の売買・賃貸借等に関する電話及び窓口での相談に対し、適切に助言等を実施 ○宅地建物取引業者に指導や業者の事務所への立入調査等を実施 ○悪質な業者については宅地建物取引業法に基づく行政処分を行う等により、適正な不動産取引の確保に向けて適切に指導監督を実施 ○「賃貸住宅紛争防止条例」に基づき、宅地建物取引業者に対する適切に指導等を実施するとともに、原状回復や入居中の修繕等の基本的な考え方等について分かりやすく解説した「賃貸住宅トラブル防止ガイドライン」の周知を実施 ○賃貸住宅紛争防止条例に基づく説明のオンライン化の普及に向けて、宅建業者に対する実施方法の周知や情報提供を実施	住宅政策本部	民間住宅部	不動産業課
2	2	5	貸金業の指導監督	○7年度末東京都知事登録貸金業者数535者(社) ○貸金業の登録・更新等の審査を厳格に行った。 ○貸金業に係る苦情相談等を受け付け、処理を行った。 ○違法・不当行為を行った都知事登録貸金業者に対し、行政処分を行った。(登録取消:1、業務停止:1件、業務改善命令:1件) ○弁護士・司法書士会の協力により、貸金業被害相談等を行った。 ○国や近隣県と連携し、「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」として車内広告等の啓発宣伝を行った。また、ヤミ金融被害防止のため、区部、多摩地域での啓発事業を実施した。(6月・11月) ○若者(高校生・大学生等)や高齢者を対象に、金融トラブルの事例、被害にあわないためのポイント、ローンやクレジット等に関する知識の習得を支援する出前講座を実施した。(22団体 2,590人(内高齢者向け 4団体 92人)) ○登録業者の資質向上のための更新時講習会を実施した。(6月、9月、12月、2月)(受講修了者数 112者(社))	○8年度当初都知事登録貸金業者数535者(社) ○貸金業の登録・更新等の審査を厳格に行う。 ○貸金業に係る苦情相談等を受け付け、処理を行う。 ○違法・不当行為を行った都知事登録貸金業者に対し、行政処分を行う。 ○弁護士・司法書士会の協力により、貸金業被害相談等を行う。 ○国や近隣県と連携し、「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」として車内広告等の啓発宣伝を行う。また、ヤミ金融被害防止のため、区部、多摩地域での啓発事業を実施する。(6月・11月) ○若者(高校生・大学生等)や高齢者を対象に、金融トラブルの事例、被害にあわないためのポイント、ローンやクレジット等に関する知識の習得を支援する出前講座を実施する。 ○登録業者の資質向上のための更新時講習会を実施する。(6月、9月、12月、2月)	産業労働局	金融部	貸金業対策課
2	2	6	旅行業者の登録等	○旅行業等の登録制度の実施 (令和7年度実績:新規登録353件、更新登録290件、変更登録25件、登録抹消208件、登録事項変更794件、営業保証金取り戻し48件) ○旅行業者営業保証金還付に係る事務 旅行業者が倒産などをした場合で、その旅行業者に債権を有している旅行者から申立(申出)があった場合、東京都がその申立(申出)を受け還付手続を行う。(令和7年度実績:0件) ○立入検査の実施 旅行業務に関し、取引をした者(特に消費者)の公正な取引を図るため、登録されている営	○旅行業等の登録制度の実施 (令和8年度予定:新規登録320件、更新登録296件、変更登録16件、登録抹消176件、登録事項変更766件、営業保証金取り戻し62件) ○旅行業者営業保証金還付に係る事務 旅行業者が倒産などをした場合で、その旅行業者に債権を有している旅行者から申立(申出)があった場合、東京都がその申立(申出)を受け還付手続を行う。(令和8年度予定:0件) ○立入検査の実施 旅行業務に関し、取引をした者(特に消費者)の公正な取引を図るため、登録されている営	産業労働局	観光部	振興課
2	2	7	消費生活調査員調査	○都民から公募した調査員300名により、食品表示調査(食品表示法等)を3回、表示・広告調査(景品表示法等)を3回、計量調査(計量法)を3回、計9回の調査を各100人で実施した。調査結果は、事業行為の適正化等に活用した。 ○災害時に実施する食品や日用品の品不足等の状況調査に係る訓練を実施した。	○都民から公募した調査員300名により、食品表示調査(食品表示法等)を3回、表示・広告調査(景品表示法等)を3回、計量調査(計量法)を3回、計9回の調査を各100人で実施し、調査結果は、事業行為の適正化等に活用していく。 ○必要に応じて、社会動向に即した調査を行う。 ○災害時には、必要に応じて、食品や日用品の品不足等の状況を小売店で調査する。	生活文化局	消費生活部	企画調整課

東京都消費生活基本計画具体的施策 取組状況・取組予定調査票
(計画期間：令和５年度～令和９年度)

柱	方向性	施策No.	施策名	令和7年度の取組状況及び成果	令和8年度の取組予定	局	部	課
3	1	1	☆商品安全のための交流型デジタルプラットフォームの運用支援等	○民間主体でプラットフォームを運用するに当たり、消費者・事業者の参加を一層働きかけるとともに、運用を支援した。 ○子供政策連携室をはじめとする庁内関係部署や庁外関係機関と密に連携し、子供の事故に関する事例や対策、危害・危険情報の収集・発信、安全に配慮された商品の紹介、安全意識の向上につながるような学習コンテンツなどを掲載した。 ○今後、運営に関してはNPO法人が自走することとし、運用に係る都の支援は終了した。	無し	生活文化局	消費生活部	生活安全課
3	1	2	危害・危険情報のための調査分析・商品テストと積極的な発信等	○危害防止対策検討会で、消費生活総合センター等に寄せられる相談情報を始め、収集した危害・危険情報の分析・検討を行った。	○商品等に関する危害・危険情報を広く収集し、危害防止対策検討会や消費者事故等情報検討会等を通じ情報の調査・分析、対応策の検討を行う。 ○収集した情報を基に問題となる商品等について、事業者や関係機関等から事情聴取等を行い、必要に応じて指導・改善要望等を行う。 ○商品等の安全性について必要な調査を実施し、事業者等への指導・要望、国等への提案・情報提供を行うほか、広く情報発信を行い、商品事故等の未然・拡大防止につなげていく。	生活文化局	消費生活部	生活安全課
3	1	3	商品等安全対策協議会における消費者・事業者の協力による商品等の安全対策の推進	○テーマ：「エスカレーター利用者のための安全対策」 ・テーマに関する協議を実施	○7年度に引き続き、エスカレーター利用者のための安全対策に関して、安全対策の検討・協議を行う。 ○協議会報告が具体的な安全対策につながるよう、事業者団体、国等に要望するとともに、消費者に対し、効果的な情報発信を行う。	生活文化局	消費生活部	生活安全課
3	1	4	消費生活用製品安全法に基づく立入検査の実施による製品の安全性の確保	○都内の町村部に立入検査をするとともに関東経済産業局と連携し、各区市における立入検査実施におけるサポートを実施した。 ○区市の消費生活行政担当者を対象として、消費生活用製品安全法に関する事務連絡会を実施した。 ○特定製品及び特別特定製品12品目(乳幼児用ベッド、携帯用レーザー応用装置、浴槽用温水循環器、登山用ロープ、家庭用圧力なべ・圧力がま、乗車用ヘルメット、石油給湯機、石油ふろがま、石油ストーブ、ライター、磁性性娯楽用品、吸水性合成樹脂製玩具) ・立入調査実績 〔令和7年度〕 51店舗(違反0) ○長期使用製品安全点検制度に基づく特定保守製品2品目(石油給湯機、石油ふろがま) ・立入調査実績 〔令和7年度〕 5店舗(違反0)	○町村の区域について計画的に立入検査を実施していくとともに、区市の立入検査が円滑に実施できるよう、関東経済産業局と連携して適切に協力していく。 ○区市の消費生活行政担当者を対象とした消費生活用製品安全法に関する事務連絡会を開催し、区市の立入検査事務等をサポートする。	生活文化局	消費生活部	生活安全課
3	1	5	輸入食品対策の推進	○保健所をはじめ関係機関が連携し、輸入業者、卸売市場、小売販売店などの事業者への立入りをを行い、1,204検体の輸入食品を検査し、4品目の違反食品を発見し適切に処置 ○輸入食品の安全対策については、令和3年に改定した東京都食品安全推進計画の中で、重点的・優先的に推進する事業と位置付け、食品衛生監視指導計画の中でも重点事業として実施 ○国の検疫所の検査を補完して食品等の検査を行うとともに、輸入者自らが輸入に関する正しい知識を持ち、取扱う食品の安全性を的確に把握できるよう指導することで、より安全・安心な輸入食品流通を担保	○保健所をはじめ関係機関が連携し、輸入業者、卸売市場、小売販売店などの事業者への監視指導の実施 ○輸入食品の残留農薬や添加物等の検査 ○ホームページにより監視や検査結果を情報提供 ○輸入事業者講習会の実施	保健医療局	健康安全部	食品監視課
3	1	6	米の安全性の確保	○都内に搬入される玄米に含まれるカドミウム及び残留農薬の検査を実施 ・カドミウム135検体(結果:0.4ppmを超える検体なし) ・残留農薬19検体(結果:基準値を超える検体なし) ○カドミウム及び農薬の汚染の恐れのある玄米については、都内搬入時点において検査し、汚染米の流通を未然に防止することにより、都民の健康と生命の安全確保を図っている。	○都内に搬入される玄米に含まれるカドミウム及び残留農薬の検査を実施 ○分析対象品目及び検体数(予定) カドミウム186検体 残留農薬20検体	保健医療局	健康安全部	食品監視課
3	1	7	室内化学物質の低減化対策の推進	○「化学物質の子供ガイドライン」を活用し、子供が利用する施設の管理者や担当者等を対象に、室内空気中の化学物質やダニなどの環境アレルゲンの低減化対策のための講習会をYouTubeにて3月から配信 ○6月に教育庁実施の学校施設管理者を対象とした講習会にて講演 ○6月にweb実施による「保育事務説明会」において、室内環境対策を区市町村の担当者に説明 ○「健康・快適居住環境の指針」と、その分冊版リーフレットの活用により、化学物質の低減化対策等を含めたより良い住まい方について普及啓発 ○新生児を迎える家庭を対象としたリーフレット「赤ちゃんのための室内環境」を用いた普及啓発を実施 ○「化学物質の子供ガイドライン」、「住まいの健康配慮ガイドライン」、「健康・快適居住環境の指針」に基づいた室内環境対策や子供が利用する施設の適切な維持管理について、ホームページを利用した情報提供や都民からの相談対応等による正しい知識を普及 ○3月に庁内関係局で連絡会を開催し、情報を共有して連携を強化	健康で安全な室内環境の向上を目指し「化学物質の子供ガイドライン(室内空気編)」(平成15年3月策定)を活用し、子供が利用する施設の管理者へ普及啓発を実施する。また、住宅の高断熱・高気密化による室内化学物質の高濃度化が懸念されるため、「住まいの健康配慮ガイドライン」(平成21年3月改訂)により、室内の化学物質低減化に関する取組を進める。さらに、「健康・快適居住環境の指針」(平成28年度改訂版)により、室内空気中の化学物質対策を含んだ、より良い住まい方への提言を行う。	保健医療局	健康安全部	環境保健衛生課
3	1	8	東京都農林総合研究センターの運営	○スマート農業の推進 オープンラボを都内7か所に開設し、研究者、農業者、普及指導員等によるスマート農業技術の実装と研究開発を進めた。オンラインイベント「コネクティブ・ライブ」を4回実施し、生産者等に東京型スマート農業研究開発プラットフォーム会員の日々の取組や現場の知見を共有した。 ○ブルーベリーの愛称決定、商標登録出願 新たに開発した「TB-02」「TB-04」の愛称を、約2,000件の公募の中から審査し「東京ブルーベーク」 「東京ブルーグランデ」に決定した。また、決定愛称の商標登録を出願した。 ○コマツナ大株栽培の管理技術 学校給食需要のある大株コマツナのさらなる高収益化、高品質化を目指し、大株栽培に適した施肥・栽培方法や冬まきにおける抽苔抑制等の栽培管理技術を開発した。	○スマート農業の推進 オープンラボをさらに1か所開設し、都内延べ8か所で実証研究に取り組む。次世代通信技術を活用した栽培支援システムの開発に取り組む。 ○イチゴの生産安定のための冷却技術 猛暑により花芽分化が遅れ、年内収穫ができないことが全国的な課題となっている。そこで、冷却処理がイチゴの開花や収穫に及ぼす影響を明らかにし、イチゴの生産安定化を図る。 ○林地環境に適応した広葉樹の施業体系の確立 広葉樹施業における林地環境に適応した広葉樹造林の指針を作成を目指す。	産業労働局	農林水産部	調整課

東京都消費生活基本計画具体的施策 取組状況・取組予定調査票

(計画期間：令和５年度～令和９年度)

柱	方向性	施策No.	施策名	令和7年度の取組状況及び成果	令和8年度の取組予定	局	部	課
3	1	9	青梅畜産センターの運営補助	○都民が安全安心な畜産物を入手しやすくなるよう、種豚・種鶏の生産を行なうとともに、都民に畜産物を提供している農家に対して、種豚や雛を供給 トウキョウXの種豚供給 115頭 東京しゃも雛供給 15,122羽 東京うこっけい雛 14,928羽 ○家畜防疫強化のため、青梅庁舎バイオセキュリティ委員会開催 1回 ○都民の畜産に対する理解を促進するため、イベントの開催及び参加 家畜ふれあいデーの開催 1回 食育フェア参加 1回	○都民が安全安心な畜産物を入手しやすくなるよう、種豚・種鶏の生産を行なうとともに、都民に畜産物を提供している農家に対して、種豚や雛を供給 トウキョウXの種豚供給 180頭 東京しゃも雛供給 24,000羽 東京うこっけい雛 14,000羽 ○家畜防疫強化のため、青梅庁舎バイオセキュリティ委員会開催 1回 ○都民の畜産に対する理解を促進するため、イベントの参加協力 東京味わいフェスタ参加 1回 食育フェア参加 1回	産業労働局	農林水産部	農業振興課
3	2	1	安全に配慮した商品の普及	○子育て支援団体との共催でセーフティグッズフェアを開催し、安全に配慮した商品の展示・紹介のほか、ワークショップや安全・安心を楽しむ学が体験コーナーなどのプログラムを実施した。あわせてオンラインサイトにおいて会場で展示した商品を紹介した。 〔令和7年度〕 イベント 令和8年2月 参加人数:257人、WEB 令和8年1月～3月 アクセス数:872件 ○子供の安全に配慮した商品等の顕彰制度に都内の中小企業等が応募するにあたり、必要となる審査料を補助することにより、安全な商品の開発・普及を促進した。 〔令和7年度〕 補助件数:19件 ○子供の安全に配慮した商品等の顕彰制度に都内の中小企業等が応募した商品のうち、特に優れたもの1点に東京都知事賞を贈呈した。	○子育て支援団体との連携により、安全に配慮した商品見本市を開催し、安全な商品のPR・普及を図るとともに、商品の開発現場の紹介等を実施し、中小企業等へ安全な商品の開発・製造・販売・流通拡大を促進する。 ○子供の安全に配慮した商品に関しては、子育て支援団体が主催する子供の安全に配慮した商品等の顕彰制度において、子供たちの安全・安心に貢献するデザイン分野に都内の中小企業等が応募する際の審査料を補助する。また、同分野に都内の中小企業等が応募し、入賞した商品から、特に優れたもの1点に「東京都知事賞」を贈呈する。	生活文化局	消費生活部	生活安全課
3	2	2	食品の適正表示の推進	○適正表示推進者育成講習会の開催 452人／回 集合形式で2回実施 ○フォローアップ講習会の開催 573人／回 集合形式で1回実施 ○消費生活調査員による調査 3回実施 ○消費生活調査員に対する研修の実施 ホームページ「東京くらしWEB」への掲載により実施 ○食品業界紙、メールマガジン、ホームページ「食品衛生の窓」等を活用した普及啓発の実施 ○食品表示制度に関するパンフレットを作成し、講習会、窓口等で配布 ○都民に対する表示の知識の普及 随時実施 (食品の表示に関するパンフレットを作成・配布)	○適正表示推進者育成講習会の開催 500人／回 集合形式で2回実施 ○フォローアップ講習会の開催 1,000人／回 集合形式で1回実施 ○消費生活調査員による調査 3回実施 ○消費生活調査員に対する研修の実施 ホームページ「東京くらしWEB」への掲載により実施 ○食品業界紙、メールマガジン、ホームページ「食品衛生の窓」等を活用した普及啓発の実施 ○食品表示制度に関するパンフレットを作成し、講習会、窓口等で配布 ○都民に対する表示の知識の普及 随時実施 (食品の表示に関するパンフレットを作成・配布)	生活文化局 保健医療局	消費生活部 健康安全部	取引指導課 食品監視課
3	2	3	家庭用品の適正表示の推進	○家庭用品品質表示法に基づく立入検査 町村域(8店舗):調査件数 52件(20品目)(うち、不適正件数0件) ○条例に基づく立入検査 品質表示(12店舗):調査件数122件(うち、不適正件数0件) 単位価格表示(12店舗):調査件数203件(うち、不適正件数70件) ○法及び条例について、「東京くらしWEB」等により事業者・消費者に対する普及啓発を行った。	○家庭用品品質表示法に基づく小売店への立入検査を、町村部の店舗に対し実施。 ○条例に基づく品質表示等について立入検査を行い、調査を実施。 ○法及び条例について、「東京くらしWEB」等により事業者・消費者に対する普及啓発を行う。 ○家庭用品品質表示法の適正な運用を図るため、消費者庁・区市担当者参加の事務担当者会開催。	生活文化局	消費生活部	取引指導課
3	2	4	介護サービス事業者情報の提供	○事業所指定に係る情報提供を行うとともに、事業所の介護サービスの提供の確保に係る必要な情報を提供した。	○事業所指定に係る情報提供を行うとともに、事業所の介護サービスの提供の確保に係る必要な情報を提供する。	福祉局	高齢者施策推進部	介護保険課
3	2	5	介護サービス情報の公表	○利用者が適切に介護サービス事業者を選択できるよう、居宅サービスや施設サービスなど36種類のサービス事業者が都に報告する情報をインターネット上で公表した。また、本制度に対するより一層の普及啓発に努めた。	○利用者が適切に介護サービス事業者を選択できるよう、居宅サービスや施設サービスなど36種類のサービス事業者が都に報告する情報をインターネット上で公表する。また、本制度に対するより一層の普及啓発に努める。	福祉局	高齢者施策推進部	介護保険課
3	2	6	有料老人ホームの運営指導及び都民への情報提供	○都民が安心して有料老人ホームを選択できるよう支援するため、有料老人ホームに関する基礎的な知識や各種情報の活用方法、目的に合った有料老人ホーム選びのポイントなどを分かりやすく解説した「あんしん なっとく 有料老人ホームの選び方」を都民からの希望に応じて無料で提供するとともに、データをホームページ上にPDFファイルで掲載した。ホームページに掲載されている施設一覧と合わせてホーム選びのための情報として活用されている。 ○東京都有料老人ホーム設置運営指導指針に基づき、重要事項説明書に東京都有料老人ホーム設置運営指導指針との適合表の添付をより一層徹底するよう指導し、入居者の福祉を重視するとともに、適正な事業運営の確保を促進した。現在は、公開している重要事項説明書のほぼ全てにおいて指針適合表が添付され、ホームの適正な事業運営についての情報を都民に提供することができている。 ○有料老人ホームの不当な表示を防止し、消費者目線での表示を徹底するため、都のホームページ内に消費者庁のホームページリンクを掲載し、運営事業者への情報提供や注意喚起を行った。 ○各ホームの新規開設時または毎年の報告基準日時点での重要事項説明書を、随時都のホームページ上で公開し、施設選びの情報源として活用してもらった。	○都民が安心して有料老人ホームを選択できるよう支援するため、有料老人ホームに関する基礎的な知識や各種情報の活用方法、目的に合った有料老人ホーム選びのポイントなどを分かりやすく解説した「あんしん なっとく 有料老人ホームの選び方」について、都民からの希望に応じた無料配布を継続するとともに、ホームページ上にPDFファイルを掲載し、施設一覧と併せてホーム選びのための情報として活用を促進する。 ○ 東京都有料老人ホーム設置運営指導指針に基づき、重要事項説明書への指針適合表の添付について、引き続き徹底した指導を行い、入居者の福祉を重視するとともに、適正な事業運営の確保を図ることで、都民に対してホームの適正な運営状況に関する情報提供を推進する。 ○ 有料老人ホームにおける不当な表示を防止し、消費者目線での表示の徹底を図るため、都のホームページ内において消費者庁のホームページへのリンクを掲載し、運営事業者に対する情報提供や注意喚起を引き続き実施する。 ○ 各ホームの新規開設時又は毎年の報告基準日時点における重要事項説明書について、都のホームページ上での公開を継続し、都民が施設選びを行う際の情報源として活用できる環境を整備する。	福祉局	高齢者施策推進部	施設支援課
3	2	7	高齢者向け民間賃貸住宅に関する情報提供	○サービス付き高齢者向け住宅制度を活用し、高齢者等が安心して住める住まいとして、バリアフリー構造等を有し、安否確認サービス、生活相談サービス等を提供する賃貸住宅等を登録し、広く情報提供を行った。	○サービス付き高齢者向け住宅制度を活用し、高齢者等が安心して住める住まいとして、バリアフリー構造等を有し、安否確認サービス、生活相談サービス等を提供する賃貸住宅等を登録し、広く情報提供を行っていく。	住宅政策本部	民間住宅部	安心居住推進課
3	2	8	生鮮品等に関する情報の提供	○消費者に対し、以下による情報提供を行い、市場の機能や役割、生鮮品等についての知識の普及・啓発を図った。 ①ホームページやSNSへの掲載内容の充実 ②広報用動画の貸し出しや市場見学者に対する動画上映による理解促進 ③見学者用パンフレット等の印刷媒体を利用し、市場の概要や仕組みをわかりやすく説明 ④豊洲千客万来にあるPR施設「いちばの広場」における展示、イベントの開催	○消費者に対し、市場の機能や役割、生鮮品等についての知識の普及・啓発を図るため、引き続き、以下による情報提供を行う。 ①ホームページやSNSへの掲載内容の充実 ②広報用動画の貸し出しや市場見学者に対する動画上映による理解促進 ③見学者用パンフレット等の印刷媒体を利用し、市場の概要や仕組みをわかりやすく説明 ④豊洲千客万来にあるPR施設「いちばの広場」における展示、イベントの開催	中央卸売市場	管理部	総務課

東京都消費生活基本計画具体的施策 取組状況・取組予定調査票

(計画期間：令和５年度～令和９年度)

柱	方向性	施策No.	施策名	令和7年度の取組状況及び成果	令和8年度の取組予定	局	部	課
3	2	9	生活関連商品の価格動向に関する情報の提供	○生活に密着した食料品・日用雑貨品等の価格動向について、ホームページ「東京くらしWEB」やSNS(X)で情報提供を行った。 ○ガソリン・灯油の価格については、週1回、SNS(X)による情報提供を行った。	○毎月公表される「小売物価統計調査」の結果を活用し、生活に密着した食料品・日用雑貨品等の価格動向について、ホームページ「東京くらしWEB」やSNS(X)で情報提供する。 ○価格の変動が頻繁なガソリン・灯油の価格については、原則、毎週水曜日にSNS(X)による情報提供を行う。	生活文化局	消費生活部	企画調整課
3	2	10	新たな住情報発信サイト「TOKYOすまいと」を通じた情報提供	○住替えやリフォームを検討中の方などに向けて、契約前に知っておきたい、良質な住まいを選ぶためのヒントや気を付けるべきポイントなどの情報を効果的に発信	○住替えやリフォームを検討中の方などに向けて、契約前に知っておきたい、良質な住まいを選ぶためのヒントや気を付けるべきポイントなどの情報を効果的に発信	住宅政策本部	住宅企画部	企画経理課
3	2	11	建築物環境計画書制度及び建築物環境報告書制度等の活用	○建築物環境計画書を中心にマンション環境性能表示制度などの関係制度と密接に連携し、かつ、適切な運用を通じて大規模な建築物の新築・増築を行う建築主に、環境配慮の取組を誘導した(令和2年度からは建築物環境計画書の提出対象を延べ面積5,000㎡超から2,000㎡以上に拡大)。 ○また、都市開発諸制度等とも連携し、都市開発の機会を通じて、開発事業者に対し環境配慮の水準より高い新築建築物の導入を促進した。 ○マンション環境性能表示においては、建築物省エネ法に基づく国の省エネラベルと表示内容を統一するなど、消費者の混乱を回避するとともに、再生可能エネルギーの設置や電気自動車充電設備の設置の表示を追加するなど表示内容を充実させ、令和7年度から改正した表示を行った。 ○加えて、戸建住宅等の一定の中小規模新築建築物に対して、断熱・省エネ性能の向上、再エネ設備及びZEV充電設備の設置を義務付け・誘導する「建築物環境報告書制度」の施行にあたり、円滑な制度運用を図った。また都民・事業者等への支援策を講じるとともに、環境性能の高い建築物の普及に取り組む意欲的な事業者を表彰する「東京エコビルダーズアワード」を実施するなど都民・事業者等の理解促進を図る取組を行った。 ・建築物環境計画書を提出した新築マンションについて、販売等の広告時にマンションの環境性能を表示することを建築主に義務付けている(マンション環境性能表示制度)。この仕組みを通じて、マンションの購入等を検討している消費者がマンション情報誌等を閲覧した際にマンションの環境性能を比較検討できるようにしている。	○建築物環境計画書と関連する各制度(地域における脱炭素化に関する計画制度、マンション環境性能表示制度など)と引き続き密接に連携し、着実な制度運用を行い一定規模以上の建築物の新築・増築・改築を行う建築主に対し、環境配慮の取組を誘導していく。 ○都市開発諸制度等とも連携し、都市開発の機会を通じて、開発事業者に対し環境配慮水準のより高い新築建築物の導入を誘導していく。 ○建築物環境報告書制度は、円滑な制度運用を図るとともに、令和7年度分の事業者の取組内容の公表を行う。また、引き続き都民・事業者等への支援策を講じるとともに、理解促進を図る取組を推進していく。	環境局	気候変動対策部	環境都市づくり課
3	2	12	環境と調和した農業の推進(安全・安心な東京農産物の提供)	○今後も環境保全型農業を推進していくために、東京都エコ農産物認証制度及び東京都GAP認証制度を中心に以下の取組を進めた。 ・東京都エコ農産物認証制度は、認証取得者が簡便に使用した農薬、肥料を記帳し、かつ報告書に記載できるアプリを活用した。また関係機関も利用できるようにし、DX化による迅速で正確な確認体制の確立を検討した。 ・東京都GAPは令和5年4月から国際水準GAPに準拠した新東京都GAP認証制度をスタートさせ、幅広い観点から安心安全に取り組めるよう、新東京都GAPへの移行を農業者へ勧め、認証者の増加を図った(令和8年3月、80名)。 ・東京都エコ農産物認証、東京都GAP認証農産物の流通拡大を図る。	○東京都エコ農産物の販売力を強化するため、PR効果が高く、購買力の高い都心部に販売専門店を約3か月期間延長して8月から3月まで開設し、周辺飲食店と連携して情報発信する。また、また、生産者の販売力を強化するため、認証マークを活用した販売、新たな種苗導入、化学合成農薬削減技術の資材導入等を支援する。 ○新東京都GAP認証制度の周知を図り、認証者の増加を図る。特に、消費者の理解を深めるため、認証者の生産工程管理を消費者が直接見学する消費者ツアーを実施する。また、認知度向上に向けてシンボルマークの認定者への許諾環境を整備する。	産業労働局	農林水産部	食料安全課
3	2	13	栽培漁業の育成	○島しょにおいては、貝類種苗の種苗生産を継続し、令和7年度はアワビ種苗7.2万個、フクトコブシ種苗13.1万個、サザエ種苗12.5万個を、大島から御蔵島までの地域に供給した。 ○内水面(河川・湖沼)においては、冷水性魚類の優良種苗(発眼卵、稚魚等)の生産・配付を継続し、令和7年度はヤマメ稚魚等44.3万尾、同発眼卵62.4万粒、ニジマス稚魚等16.3万尾、同発眼卵29万個、イワナ発眼卵8.5万個、奥多摩やまめ稚魚3.7万尾、同発眼卵4.5万粒を都内河川漁協及び養殖業者に供給した。	○島しょ地域においては、東京都栽培漁業センターで生産した、アワビ種苗5.7万個、フクトコブシ種苗12.1万個、サザエ種苗13万個を、大島から御蔵島までの地域に供給する予定である。 ○内水面においては、奥多摩さかな養殖センターで生産した、ヤマメ稚魚等46.1万尾、同発眼卵90.2万個、ニジマス稚魚等25.3万尾、同発眼卵25万個、イワナ稚魚等0.1万尾、同発眼卵11.5万個、奥多摩やまめ稚魚4万尾、同発眼卵5.5万個を都内河川漁協及び養殖業者に供給する予定である。	産業労働局	農林水産部	水産課
3	2	14	卸売市場における食の安全・安心を確保するための施設整備の推進	○東京都が整備した冷蔵庫設備等の更新として、足立市場冷蔵庫棟改修工事を実施した。 ○市場業者の設置している冷蔵庫設備等について、グリーン冷媒を使用する省エネルギー型の冷蔵設備への更新を促進するための補助事業について、中小企業等向けの補助率を引き上げ、実施した。	○足立市場は、より一層の品質衛生管理の実現に向けて、場内の空きスペースに新たに仲卸売場棟を増築する工事を進めている。 ○市場業者の設置している冷蔵庫設備等について、グリーン冷媒を使用する省エネルギー型の冷蔵設備への更新を促進するための補助事業を引き続き実施していく。	中央卸売市場	管理部	市場政策課
3	2	15	卸売市場における「安全・品質管理者(SQM)」を活用した食の安全・安心を守るための取組の促進	○安全・品質管理者の品質管理に関する知識を向上させるため、研修会を実施した。(1回) ○安全な食品を流通させるため、自主回収等の食品危害に関する情報を市場内業者に速やかに周知した。(11回) ○食品危害発生時の緊急連絡体制の実効性を確保するため、安全・品質管理者を活用した情報伝達訓練を実施した。(3回)	○安全・品質管理者の品質管理に関する知識を向上させるため、研修会を実施する。 ○安全な食品を流通させるため、自主回収等の食品危害に関する情報を安全・品質管理者経由で市場内業者に速やかに周知する。 ○食品危害発生時の緊急連絡体制の実効性をより高めるため、安全・品質管理者を活用した情報伝達訓練を実施する。	中央卸売市場	事業部	業務課
3	2	16	マンションの管理や再生に係る情報提供・相談支援	○ODXを活用した普及啓発 ・東京都マンション管理・再生セミナーにおいて、集合形式及びオンライン配信によるハイブリッド型で実施 ○管理組合への支援 ・マンション管理アドバイザー制度において、マンションの管理不全予防・改善の取組を支援するため、長期修繕見直し案や修繕積立金の見直し案を作成するなどの支援を実施 ・高齢化等による管理組合の担い手不足等に対応するため、管理組合が機能していないマンションを対象に外部専門家を外部管理者等として派遣 ○相談体制の充実 ・区市町村の相談窓口に寄せられた相談のうち、専門家による対応が必要なものについては、都が弁護士による専門相談を実施するなど、区市町村と連携し、相談体制を充実	○ODXを活用した普及啓発 ・東京都マンション管理・再生セミナーにおいて、集合形式及びオンライン配信によるハイブリッド型で実施 ○管理組合への支援 ・マンション管理アドバイザー制度において、マンションの管理不全予防・改善の取組を支援するため、長期修繕見直し案や修繕積立金の見直し案を作成するなどの支援を実施 ・高齢化等による管理組合の担い手不足等に対応するため、管理組合が機能していないマンションを対象に外部専門家を外部管理者等として派遣 ○相談体制の充実 ・区市町村の相談窓口に寄せられた相談のうち、専門家による対応が必要なものについては、都が弁護士による専門相談を実施するなど、区市町村と連携し、相談体制を充実	住宅政策本部	民間住宅部	マンション課

東京都消費生活基本計画具体的施策 取組状況・取組予定調査票

(計画期間：令和５年度～令和９年度)

柱	方向性	施策No.	施策名	令和7年度の取組状況及び成果	令和8年度の取組予定	局	部	課
3	2	17	安心して住宅リフォームができる環境整備	○リフォームに関する相談 ・相談窓口(電話相談)において、住宅のリフォームに関する相談を実施 ○情報提供・普及啓発 ・消費者が安心して住宅リフォームが実施できる環境づくりのため、事業者等に対し、「住宅リフォーム事業者行動基準(リフォーム10)」の普及・啓発 ・住宅関連イベントなど各種催事において、住宅リフォームに関する情報提供 ○区市町村の窓口担当者向け講習会 ・区市町村と連携を図り、窓口担当者向けの講習会を開催	○リフォームに関する相談 ・相談窓口(電話相談)において、住宅のリフォームに関する相談を実施 ○情報提供・普及啓発 ・消費者が安心して住宅リフォームが実施できる環境づくりのため、事業者等に対し、「住宅リフォーム事業者行動基準(リフォーム10)」の普及・啓発 ・住宅関連イベントなど各種催事において、住宅リフォームに関する情報提供 ○区市町村の窓口担当者向け講習会 ・区市町村と連携を図り、窓口担当者向けの講習会を開催	住宅政策本部	民間住宅部	計画課
3	2	18	住宅の耐震性の向上	○戸建住宅等の耐震化 ・令和7年度から、障害者、要介護者等が居住する住宅について助成を拡充 ・戸建住宅等の耐震化を促進するため、区市町村を通じて、耐震診断・耐震改修等の助成を実施 ・アドバイザー派遣において、耐震化に加えて省エネ化やバリアフリー化に関する情報提供も実施 ・区市町村の助成制度の紹介、耐震診断事務所の登録、HP公表 ○マンションの耐震化 ・区市と連携して耐震アドバイザー派遣、耐震診断、耐震改修に対する助成を実施 ・建築士等の専門家を派遣し、耐震化に向けた合意形成等を支援 ・パンフレット「マンションの耐震化のすすめ」、「マンション耐震化通信」を配布 ○普及啓発等 ・区市町村耐震化促進普及啓発活動支援事業により、区市町村が実施する個別訪問等に係る費用に対する補助を実施 ・耐震化総合相談窓口により、耐震化に関する様々な相談に対応 ・耐震キャンペーン等により、機運醸成のための様々な取組を実施 ・ポータルサイトにより、耐震化に関する様々な情報を提供 ○住宅の耐震化率(新耐震基準を満たす割合)は、87.5%(平成27年3月末時点)から93.4%(令和7年3月末時点)に改善	○戸建住宅等の耐震化 ・令和8年度から、安価で工期の短い耐震改修工法である低コスト工法について、区市町村と連携して活用を促進 ・戸建住宅等の耐震化を促進するため、区市町村を通じて、耐震診断・耐震改修等の助成を実施 ・アドバイザー派遣において、耐震化に加えて省エネ化やバリアフリー化に関する情報提供も実施 ・区市町村の助成制度の紹介、耐震診断事務所の登録、HP公表 ○マンションの耐震化 ・耐震診断を実施していないマンションや、耐震診断実施後に改修工事を実施していないマンションに対して、建築士等の専門家を繰り返し派遣することで、耐震化に向けた合意形成を支援 ・都と区市が連携し、耐震化の取組状況に応じて、「マンション耐震化通信」等により効果的・効率的に働きかけを実施するとともに、耐震診断を実施していないマンションに対する、区市と連携したプッシュ型普及啓発(個別訪問)や区市の指導や助言等の支援の強化を実施 ・耐震化に要する区分所有者の費用負担の軽減を図るため、適宜適切に助成単価等を見直しながら、区市と連携し、アドバイザー派遣、耐震診断及び耐震改修の助成を実施 ○普及啓発等 ・区市町村耐震化促進普及啓発活動支援事業により、区市町村が実施する個別訪問等に係る費用に対する補助を実施 ・耐震化総合相談窓口により、耐震化に関する様々な相談に対応 ・耐震キャンペーン等により、機運醸成のための様々な取組を実施 ・ポータルサイトにより、耐震化に関する様々な情報を提供 ○上記取組の成果 住宅の耐震化率(新耐震基準を満たす割合)は、87.5%(平成27年3月末時点)から93.4%(令和7年3月末時点)に改善	都市整備局 住宅政策本部	市街地建築部 民間住宅部	建築企画課 マンション課
3	2	19	消費者が安心して売買できる既存住宅市場環境の整備	○既存住宅の取引に当たり、売主と買主双方が確認すべき事項や売買契約における留意事項等を盛り込んだ「安心して住宅を売買するためのガイドブック」(戸建住宅編)(マンション編)や、インスペクション(住宅検査)、既存住宅売買瑕疵保険などの認知度向上を図るためのパンフレット「安心して住宅を売買するためにー知って役立つ3つのオススメー」を、不動産流通等関係事業者と連携して作成し、普及 ○既存住宅を良質な住宅に改修して適正な評価の下で流通させる取組や、建物状況調査や既存住宅売買瑕疵保険制度等の普及の取組を行う民間事業者等を支援する既存住宅流通促進民間支援事業を実施 ○既存住宅の流通にかかわる事業者の取組やインスペクションの実施への支援、WEB広告及びガイドブック等による周知など、消費者が安心して既存住宅を売買できる取組を推進	○既存住宅の取引に当たり、売主と買主双方が確認すべき事項や売買契約における留意事項等を盛り込んだ「安心して住宅を売買するためのガイドブック」(戸建住宅編)(マンション編)や、インスペクション(住宅検査)、既存住宅売買瑕疵保険などの認知度向上を図るためのパンフレット「安心して住宅を売買するためにー知って役立つ3つのオススメー」等の活用による、既存住宅の流通促進に向けた普及啓発を実施 ○既存住宅を良質な住宅に改修して建物価値や性能を適正に評価し販売するなど、既存住宅市場の流通課題解決に向けた取組を行う民間事業者等を支援する既存住宅流通促進民間支援事業を実施 ○WEB広告やイベント参加による民間事業者向けの情報発信に加え、新たに都民向けに既存住宅の魅力や建物状況調査等のメリットについて、業界団体と連携した情報を発信	住宅政策本部	民間住宅部	計画課
3	2	20	住宅確保要配慮者向け民間賃貸住宅に関する登録制度	東京ささエール住宅の登録制度を適切に運用するとともに、貸主に対する各補助メニューをパッケージ化した補助事業や、住宅の迅速な提供と入居後のきめ細かい生活支援などを行う居住支援法人等に対する補助事業の要件を一部緩和するなどより使いやすい制度とし、専用住宅の登録促進や居住支援の充実を図るための取組を行った。	東京ささエール住宅の登録制度を適切に運用していくとともに、貸主に対する各補助メニューをパッケージ化した補助事業や、住宅の迅速な提供と入居後のきめ細かい生活支援などを行う居住支援法人等に対する補助事業を実施し、専用住宅の登録促進や居住支援の充実を図っていく。	住宅政策本部	民間住宅部	安心居住推進課

東京都消費生活基本計画具体的施策 取組状況・取組予定調査票

(計画期間：令和５年度～令和９年度)

柱	方向性	施策No.	施策名	令和7年度の取組状況及び成果	令和8年度の取組予定	局	部	課
3	2	21	公衆浴場対策の推進	○入浴料金統制額の指定 公衆浴場経営に関して会計調査を行うとともに、東京都公衆浴場対策協議会を設置して統制額について関係者の意向を把握し、統制額を指定(据え置き)した。 ○各種補助事業の実施 各種補助事業等を通して、地域貢献度の高い施設への転換を図るとともに、地球温暖化や震災時における都民の安全・安心の確保など、社会的課題への対応を促進した。また、公衆浴場の事業承継を促進し、廃業を防止するため、承継マッチング事業を実施した。 加えて、利用者拡大につながる事業への補助を実施し、公衆浴場の経営の安定化促進を図るとともに、都民の公衆浴場利用機会を確保した。特に、観光客向け銭湯の魅力発信・利用促進プロジェクト事業補助を実施し、銭湯の魅力の国内外への発信、インバウンド客獲得に向けて力を入れる銭湯の支援、国際スポーツ大会開催を契機とした銭湯の認知度向上キャンペーン実施など東京を訪れる観光客の銭湯利用を促進した。 〔令和7年度実績〕 ・令和7年公衆浴場入浴料金統制額を指定(据え置き) 大人 550円、中人 200円、小人100円 ・主な助成事業実績 健康増進型公衆浴場改築支援事業 → 2件 公衆浴場クリーンエネルギー化等推進事業 → 39件 公衆浴場耐震化促進支援事業 → 31件 公衆浴場地域交流拠点事業 → 14件 キャッシュレス決済導入促進事業補助 → 7件 ・公衆浴場向け燃料費高騰緊急対策事業 4～9月 1浴場288千円(上限額)を助成した。 10～12月 1浴場144千円(上限額)を助成した。 1～3月 1浴場144千円(上限額)を助成した。※ ※1～6月の期間で、1浴場288千円(上限額)だが、月当たり上限額が48千円のため、上記の表記とした。	○入浴料金統制額の指定 公衆浴場経営に関して会計調査を行うとともに、東京都公衆浴場対策協議会を設置して統制額について関係者の意向を把握し、統制額を指定 ○各種補助事業の実施 ・令和8年度から補助率を引き上げた健康増進型公衆浴場改築支援事業を通して、老朽化した浴場の改築や大規模改修を促進するとともに、地域貢献度の高い施設への転換を図る。 ・地球温暖化や震災時における都民の安全・安心の確保など、社会的課題に対応するため、クリーンエネルギー化推進事業及び耐震化促進支援事業を実施 ・利用促進事業補助、地域交流拠点補助を実施し、公衆浴場の経営の安定化促進を図るとともに、都民の公衆浴場利用機会を確保。 ・公衆浴場の利用者拡大に向け、浴場がNPO等と連携して若者向けに実施する銭湯活性化事業などを支援するとともに、若者向けキャンペーンとして割引クーポンの配布を実施 ・キャッシュレス決済導入促進事業補助を実施し、インバウンド客や若年層等の利便性向上を図るとともに、新規利用者の開拓につなげる。 ・公衆浴場の承継を促進するため、公衆浴場承継マッチング事業及び後継者支援事業を実施 ・江戸文化の魅力発信事業と連携し、宮造りをはじめとした文化的・歴史的コンテンツとしての東京の銭湯の魅力を国内外に向けて発信 ・公衆浴場向け燃料費高騰緊急対策事業 4～6月 1浴場144千円(上限額)を助成※ ※1～6月の期間で、1浴場288千円(上限額)だが、月当たり上限額が48千円のため、上記の表記とした。	生活文化局	消費生活部	生活安全課
3	2	22	生活協同組合の育成のための指導・支援	【令和7年度の主な取組状況】 ○生協の健全な発展のため、法に基づく指導・法令検査を計19件実施した。 課題を有している生協については、当該生協の方向性を見定めて法令に則った指導を行った。 ○東京都生活協同組合連合会に対する事業補助を行い、生協指導を実施した。 令和7年度実績は以下のとおり。 ・管理運営に関する指導助言(91件)、管理運営状況等調査(21件) ・業務運営・経営健全化指導(6件)、講習会・研修会の企画・実施(9件) 【令和7年度の成果】 生協の健全な発展は、その設立目的である「国民生活の安定と生活文化の向上」を達成するために不可欠である。東京都生活協同組合連合会と連携しながら、都内で活動する生協の運営状況及び会計状況を広く検査のうえ把握し、適切な指導をすることにより、組合員である都民の利益を守ることにつなげた。	令和8年度も7年度に引続き以下の取組を確実に実施していく。 ○生協の健全な発展のため、法に基づく指導検査・法令検査を計23件実施する。課題を有している生協については、当該生協の方向性を見定めて法令に則った指導等を行う。 ○東京都生活協同組合連合会に対する事業補助を行い、生協指導を実施する。 ・管理運営に関する指導助言(90件)、管理運営状況等調査(21件) ・業務運営・経営健全化指導(6件)、講習会・研修会の企画・実施(9件)	生活文化局	消費生活部	取引指導課
3	2	23	身近な生活圏を支える商店街の振興	○各区市町村が策定した「商店街振興プラン」に基づき商店街が実施するイベントや活性化に資する事業への支援を行うとともに、都が直面する行政課題(環境や防犯・防災など)の解決につながる商店街の取組への支援を行った。 ○商店街の次代を担う若手商人の育成のため、実践的な講座の開催や専門家の派遣などにより必要なアドバイスやノウハウを提供することで、商店街の意欲的な取組を支援した。 ○商店街での開業等を促進するため、開業等を希望する人を対象に必要な経費を支援するとともに、商店街での販売経験を積めるチャレンジショップの運営等を行った。 ○こうした取組により、都民の消費生活を支え、地域コミュニティの核として重要な役割を果たす商店街の活性化につなげた。	「商店街チャレンジ戦略支援事業」等について、具体的な支援等を実施していく。 ○各区市町村が策定した「商店街振興プラン」に基づき、商店街が実施するイベントや活性化に資する事業への支援を行うとともに、都が直面する行政課題(環境、防犯・防災など)の解決につながる商店街の取組を支援していく。 ○商店街の次代を担う人材育成のため、実践的な講座の開催や専門家の派遣などにより必要なアドバイスやノウハウを提供するとともに、女性の活躍を後押しするほか、デジタル化など時代のニーズを捉えた商店街の意欲的な取組を支援していく。 ○商店街での開業等を促進するため、開業等を希望する人を対象に必要な経費を支援するとともに、商店街での販売経験を積めるチャレンジショップの運営等を行っていく。	産業労働局	商工部	地域産業振興課
3	3	1	震災時等における応急生活物資等の流通確保	○訓練や情報連絡会等を通じて、物資の輸送体制等を強化した。	○引き続き訓練や情報連絡会等を通じて、物資の輸送体制等を強化する。	総務局	総合防災部	防災計画課

東京都消費生活基本計画具体的施策 取組状況・取組予定調査票

(計画期間：令和５年度～令和９年度)

柱	方向性	施策No.	施策名	令和7年度の取組状況及び成果	令和8年度の取組予定	局	部	課
3	3	1	震災時等における応急生活物資等の流通確保	【令和7年度の主な取組状況】 東京都地域防災計画等に基づく、協定の実効性を高める取組を実施 ○実施細目中の「協力要請の手続き」をより機動的にするための検討を実施 ○東京都地域防災計画等に連動したマニュアル等の活用 ・協定の実効性を一層高めるために、総合防災部を中心に、関係各局及び関係団体の役割、調整手順等を定めた「東京都救援物資供給マニュアル」の策定に参加し、令和2年度から活用開始 ○災害時における応急生活物資供給等に関する連絡会議の開催 ・生協連会館(中野区)を会場に対面及びリモートのハイブリッド形式で生協関係者及び関係各局において、情報交換及び具体的な課題について意見交換を実施 ○令和7年度総合防災訓練における取組 ・応急生活物資の要請に係るMCA無線訓練やメール訓練を実施した。総合防災訓練において輸送拠点への要請物資引渡しの確認を行った。また、庁内における図上訓練に参加した。 【令和7年度の成果】 事業そのものの成果は災害発生時に発揮されるものであるが、マニュアルの見直し、総合防災訓練等により、災害時における都民への円滑な物資供給体制整備を一層進めることができた。	東京都地域防災計画等に基づく、協定の実効性を高める取組を実施 ○東京都地域防災計画等に連動したマニュアル等の活用 ○災害時における応急生活物資供給等に関する連絡会議の開催 ・総合防災訓練における取組 ・応急生活物資の要請に係るMCA無線訓練の実施、図上訓練への参加	生活文化局	消費生活部	取引指導課
3	3	2	震災時等における生鮮品の確保	○中央卸売市場BCPについて、令和7年5月に多摩地域の代替施設、令和7年9月に南海トラフ地震等への対応を追加する改訂を実施した。また、令和7年11月に豊島市場、令和8年2月に豊洲市場において中央卸売市場BCPの実効性の向上と効果検証を図る中央卸売市場BCP運用訓練を市場業者と連携して実施した。	○風水害の発生を想定した市場業務の早期回復、継続確保に必要な対応や行動を市場業者と確認する、中央卸売市場BCP運用訓練を実施し、市場業者との更なる連携強化を図るとともに、訓練結果を踏まえたBCP改訂方針を作成する。また、e-ラーニングを活用した研修を実施し、職員の防災意識を醸成する。	中央卸売市場	管理部	総務課
4	1	1	消費者教育推進協議会の運営	○東京都消費生活対策審議会の部会として設置した、基本計画の次期改定に向けた方向性の検討部会(以下「検討部会」という。)において、消費者市民社会の構築等、東京都が今後目指す消費社会の在り方を示しつつ、消費者教育のより一層の充実を図るための議論を進めたことから、東京都消費者教育推進協議会における検討を代替することとした。 ○東京都における消費者教育を総合的、効果的に推進していくため、検討部会において委員から多様な観点から意見・助言等を受けた。消費生活行政上の他の課題と共に議論することで、より多角的に検討を深めることが出来た。	○令和8年度は基本計画改定に向け、今後東京都が目指す消費生活行政における取組を本格的に検討していくに当たり、消費者教育のさらなる推進を図るために、これまでの取組の実績・評価を踏まえながら、消費生活行政における消費者教育として他の施策や取組と共に、より効果的な検討を進めていく。 ○消費生活部門と学校教育部門が連携して消費者教育の充実を図るため、消費者教育推進庁内連絡会議を設置し、次期基本計画におけるより効果的な消費者教育実現に資する情報・意見交換を行う。	生活文化局	消費生活部	企画調整課
4	1	2	高等学校における消費者教育の推進	○令和7年度は、指導の充実に向け、高校生の消費者被害の現状や未然防止のための取組事例等を周知する研修会を開催し、関係機関の紹介を行うなどして学校を支援した。 引き続き、生活文化スポーツ局等との連携の下、校長連絡会、副校長連絡会等において、東京都消費生活総合センター主催の「教員のための消費者教育講座」や、消費生活メールマガジンの配信、高校生向けの視聴覚教材等の活用について情報提供を行う。 その他、「消費者教育コーディネーター」との連携や研修会等の機会を利用するなどして、情報発信や指導・助言を行い、消費者教育の一層の充実を図る。	各学校における消費者教育の更なる充実に向け、次の内容に取り組む。 ○高校生の消費者被害の現状や未然防止のための取組事例等を周知する研修会等の実施 ○東京都消費生活総合センターとの連携による、消費者教育講座の紹介、視聴覚教材の活用に向けた情報提供 ○「消費者教育コーディネーター」との連携や研修会等の機会を利用した、情報発信や指導・助言	教育庁	指導部	高等学校教育指導課
4	1	3	小・中学校における消費者教育の推進	○小・中学校における消費者教育の充実に向けて、区市町村教育委員会を対象とした義務教育指導課事業説明会において、東京都及び東京都教育委員会の消費者教育に関わる主な事業を情報提供するとともに、年3回、小・中学校において行っている消費者教育の取組等について協議を行った。 ○消費者教育を担う教員を支援するため、東京都教職員研修センターにおいて、消費者教育の推進や専門家並びに関係機関と連携した教材開発等に関する研修を実施した。	○小・中学校における消費者教育の充実に向けて、区市町村教育委員会を対象とした義務教育指導課事業説明会において、東京都及び東京都教育委員会の消費者教育に関わる主な事業について情報提供や情報交換を行う。 ○消費者教育フェスタ等の開催についての周知を行う。	教育庁	指導部	義務教育指導課
4	1	4	消費者教育に携わる教員への支援	○教員講座(受講者数延べ1,073人) ・講義10回、実験3回×2を会場及びオンライン配信で実施 ・成年年齢引下げを踏まえた内容の講座や「エシカル消費」などタイムリーなテーマを設定し、また、最近の消費者問題の事例紹介や消費者教育教材の解説など、授業に役立つ具体的な内容や手法を取り入れて実施 ・教育庁の協力を得て、区市町村指導主事連絡会等での事業案内や、東京都教職員研修センターのホームページでの周知等を実施 ・私立学校関係団体との連携により、理事会で事業周知 ○「わたしは消費者」を発行し、教員向けに消費生活上の課題(6月:デジタル・シティズンシップ教育、9月:主体的・探究的な学びの実践・体験型学習の重要性、12月:金融経済教育を消費者教育として考える、3月:心理学から考える消費者教育)や消費者教育教材等について情報提供 ○成年年齢引下げにかかる啓発チラシ(保護者向け)を12万部作成し、学校を通じて都内高校2年生の家庭に配布(12月) ○都立高校・特別支援学校等の全教員のほか、希望する私立高校や大学、専門学校等に向けてメールマガジンを配信し、成年年齢引下げを踏まえた学生向け注意喚起情報を提供 ○消費者教育コーディネーター 校長連絡会・義務教育連絡会等の場や教員向けメルマガ等で消費者教育コーディネーター制度と具体的な実施例を交えた活用方法を提示し、高校や中学校を始め、特別支援学校等からの相談及びコーディネート業務を実施	○消費者問題教員講座 最新の消費者教育や指導方法を取り入れながら、授業で知識や情報が適切に活用されることを意識した講座を実施(夏休み期間中。オンライン・集合) ○「わたしは消費者」発行(年4回) 消費生活に関する法律や制度改正に関する動向も見据えながら、学校における消費者教育に役立つテーマを取り上げ作成 ○成年年齢引下げに係る啓発物の作成・配布 高校2年生の保護者を対象としたチラシ及び高校2年生を対象とした啓発ノート(各12万部) ○消費者教育コーディネーター 都教委等との連携強化を図り、校長会等で組織的な周知を行うほか、高校や中学校、特別支援学校等にも働きかけを実施	生活文化局	消費生活部 消費生活総合センター	企画調整課 活動推進課

東京都消費生活基本計画具体的施策 取組状況・取組予定調査票

(計画期間：令和５年度～令和９年度)

柱	方向性	施策No.	施策名	令和7年度の取組状況及び成果	令和8年度の取組予定	局	部	課
4	1	5	生徒・学生等に対する消費者教育	○小・中・高校(特別支援学校含む)の学生・生徒を対象にした学校向け出前講座（74回、約7,500人） ・うちオンライン配信3回、消費者教育コーディネーターからの提案により実施したもの26回 ○大学等における新入生ガイダンス等での出前講座(32回) ・多くの学生が参加する新入生向けガイダンスや学内イベント、大学の教職員と連携したゼミ単位での啓発を実施 ○学校を対象とした出前寄席(43回、大学等を含む) ・出前講座・出前寄席のリーフレットを作成・学校等に配布 ○新入生向けガイダンス用講座 早期に効果的な消費者教育を行う必要性から、大学生等の新入生向けガイダンス用に東京都消費者啓発員(コンシューマー・エイド)が共通に使用する、悪質商法等の被害防止のレジュメ及び貸出用DVDを作成	○学校向け出前講座 学生・生徒等に対して悪質商法の被害防止等を目的とする講座を実施。都教委や区市町村消費生活センター等関係機関と連携し、小中学校、高校、特別支援学校に対して組織的な周知や個別の働きかけを行い、活用を促進 ○出前講座・寄席(大学等) ・大学等については、多くの学生が集まる新入生向けガイダンスや学内イベントでの出前講座・出前寄席の実施に加え、大学の教職員と連携してゼミ単位での出前講座・出前寄席による啓発も実施 ・新入生向けガイダンスでの講座においては、消費者教育コーディネーターが学校等の要望も踏まえ、短時間でも実施可能な内容で調整しながら、大学等に働きかけ ○出前講座(PTA、保護者、NPO等) 学校等を通じた広報により保護者会などでの活用を促進 ○成年年齢引き下げに対応するため、東京都消費者啓発員(コンシューマーエイド)を活用するとともに、消費者教育コーディネーターが学校等におけるニーズを的確に捉え、効果的な消費者教育を推進	生活文化局	消費生活総合センター	活動推進課
4	2	1	多種多様なテーマ・手法による消費生活講座	○東京都消費者啓発員(コンシューマー・エイド)による出前講座 ・移動講座(都が経費負担。学校向け出前講座80回含む、126回、18,909人) ・派遣講座(主催者が原則経費負担。48回、2,139人) ・出前講座のリーフレット作成・配布 ○大学の落語研究会や社会人ボランティア等による出前寄席(416回、24,525人) ・悪質商法の手口や実態、その対応策等を分かりやすく伝える落語・漫才等を制作 ・新作台本4本(うち1本やさしい日本語版)及び改訂台本1本作成、出前寄席の演目等が記載されたリーフレットの作成・配布 ・出前寄席新作発表会(2月開催。会場及びアーカイブ配信) ○介護施設、老人会、町内会等における高齢者向け出前講座や出前寄席(講座48回、1,173人、寄席319回、14,227人) ○出前講座・寄席の派遣申込について電子申請による受付を実施 ○消費生活講座 第1回：食品表示(11月)、第2回：エシカル(11月)、第3回：高齢者向け悪質商法被害防止(2月)延べ482人、会場及びオンライン配信 ○実験実習講座(16回、202人(飯田橋)、104人(立川)) ○食育講座(全6回、視聴回数2,462回YouTubeオンデマンド配信、6回のうち2回集合52人) ○親子講座(全8回、視聴回数1,288回YouTubeオンデマンド配信、8回のうち1回集合39名) ○連続講座(10回、視聴回数11,245回YouTubeオンデマンド配信) ○多様な主体との連携講座(11月21日開催 101人、視聴回数3,738回YouTubeオンデマンド配信)	○出前講座・出前寄席 ・東京都消費者啓発員(コンシューマー・エイド)や大学の落語研究会、社会人ボランティア等を消費者の希望する場所へ派遣(オンライン対応も行う) ・オンライン開催時の講座内容の工夫など、提供内容や手法についても検討 ・出前講座と出前寄席を組み合わせる実施することの効果について啓発を図り、さらなる活用を促進 ○消費生活講座 世代別・対象別など多様な消費者を対象に話題性のある様々なテーマを設定して実施 ○実験実習講座 消費者に身近で話題のあるテーマを設定して実施(8テーマ、16回) ○食育講座 地産地消、食品ロス削減、エシカル消費、食品の安全・表示等、食に関するテーマで実施(6回) ○親子講座 小学生とその保護者を対象として、金銭教育、情報リテラシー、環境問題、食生活など、小学生への消費者教育において必要とされるテーマで実施(8回) ○連続講座 シニア・ミドル世代を対象に生活に身近なテーマを設定することにより実施(10回) ○多様な主体との連携講座 多様な主体と連携し、消費者の関心の高いテーマで実施(1回)	生活文化局	消費生活総合センター	活動推進課
4	2	2	事業者等による消費者教育の促進	○事業者等における従業員向け消費者教育に関する自主的な取組を促すため、東京都が提供できる出前講座や出前寄席、リーフレット等を紹介 ○事業者・事業者団体等が行う従業員向けの研修などの取組事例をくらしWEBで紹介し、事業者等の取組を促進	○事業者等のニーズ(対象世代・テーマ等)に応じた出前講座や出前寄席を実施 ○事業者・事業者団体等が行う従業員向けの研修などの取組事例をくらしWEBで紹介し、事業者等の取組を促進	生活文化局	消費生活総合センター	活動推進課
4	2	3	事業者団体等の取組に関する情報提供	○東京くらしWEBにおいて、事業者団体等が作成した消費者教育教材及び各団体が実施する出前授業に関する情報を提供するほか、都区市町村センター所長会において、同情報を一覧化したリストを区市町村に提供するなどにより、活用を促進(教材展示：21団体、出前授業情報：20団体) ○展示・交流コーナーで、事業者団体等が作成した消費生活に関するリーフレット等の配架やパネル展示により情報提供 ○消費者問題教員講座において、事業者団体等が作成した消費者教育教材を展示するとともに、各団体が実施する出前授業等に関する情報を提供	○事業者団体等が作成した消費者教育教材及び各団体・機関が実施する出前授業に関する情報を東京くらしWEBに掲載 ○展示・交流コーナーにおいて、事業者団体等が作成した消費生活に関するリーフレット等を配架するほか、パネル展示による情報提供を実施 ○消費者問題教員講座において、事業者団体が作成した消費者教育教材等の情報提供を実施	生活文化局	消費生活総合センター	活動推進課
4	2	4	事業者団体等との連携による消費生活講座	○「多様な主体との連携講座」を開催(11月21日開催 101人、視聴回数3,733回YouTubeオンデマンド配信) ○東京都金融広報委員会と連携した消費生活講座(会場とオンライン配信の併用。1回、231人) ○高齢者向けセミナー 東京都生活協同組合連合会と連携して高齢者の消費者被害防止をテーマとした講座を企画・実施(1月30日開催、96人)	○多様な主体との連携講座(11月開催予定) 専門知識を持つ事業者団体等と連携を図りながら、急速なデジタル化など社会状況の変化を踏まえた消費者教育における喫緊の課題や消費者の関心の高いテーマで実施 ○消費生活講座 身近で話題性のあるテーマを設定して開催 ○高齢者向けセミナー 東京都生活協同組合連合会と連携して高齢者の消費者被害防止をテーマとした講座を企画・実施	生活文化局	消費生活総合センター	活動推進課

東京都消費生活基本計画具体的施策 取組状況・取組予定調査票

(計画期間：令和５年度～令和９年度)

柱	方向性	施策No.	施策名	令和7年度の取組状況及び成果	令和8年度の取組予定	局	部	課
4	2	5	区市町村に対する消費者教育推進のに向けた支援	○消費生活に関する情報の提供及び共有を目的として「東京都・区市町村消費生活行政情報」を毎月発行 ○消費生活講座を企画する際に参考となるよう、各区市町村の消費生活講座開催状況ととりまとめて提供 ○消費生活行政担当職員等の職務に係る知識や実務能力の向上を図るための研修を実施(11回、1,705人) ○区市町村において消費者教育等の担い手となる方等に消費者問題に関する知識習得の機会を提供するため、消費者問題マスター講座に「区市町村枠」を設け、区市町村を通じて申込のあった受講生を受け入れ(14区市、44人) ○独自に出前講座を実施している区市町村においてテーマ、日程及び対象者等の調整が困難な場合に、東京都消費者啓発員を派遣して講座実施を支援(19回、501人) ○区市町村が実施する消費生活展等に向けたパネルの貸出やイベント集客のための広報協力(パネル貸出25件) ○多摩地域の市町村と「共催講座」を開催することを通じ、テーマ設定や講師の選定などに係るノウハウを提供し、多摩地域における消費者教育の推進を支援(23回、766人)	○「東京都・区市町村消費生活行政情報」の発行、消費生活講座開催状況の情報提供、区市町村消費生活センター所長会を通じて区市町村に消費生活に関する情報提供・共有を行い、区市町村における消費者教育等の体制を強化 ○消費生活行政担当職員等の職務に係る知識や実務能力の向上を図るための研修を定期的・継続的に実施(11回) ○消費者問題マスター講座において、消費者問題に関して知識を習得する機会を提供するため、受講者に「区市町村枠」を設け、区市町村を通じて申し込みのあった者を受け入れることで、地域における消費者教育等の担い手を育成 ○区市町村に対し、東京都消費者啓発員(コンシューマー・エイド)の派遣による出前講座の活用についてあらゆる機会を通じて働きかけを実施 ○市町村との共催講座において、市町村の消費者教育事業の状況を把握した上で、都のノウハウ・経験をもとに活用しやすい事業を提案するなど、効果的な消費者教育につながるコーディネートを実施	生活文化局	消費生活総合センター	活動推進課
4	2	6	区市町村における消費者教育推進体制の整備等への支援	○国の動向について随時各区市町村へ情報提供を行った。	○消費者教育推進法で努力義務とされている区市町村における消費者教育推進地域協議会の設置や消費者教育推進計画の策定に向け、取組事例の紹介を行うなど情報提供による制度等の理解の促進を図るとともに、庁内連絡会を活用するなど教育部門との連携を強化することで、様々な機会を捉えて区市町村の消費者教育推進の支援を行う。 ○消費者教育コーディネーター、消費生活サポーターについては、国の動向や都での実施状況等について情報提供を行いながら、制度理解の促進を図るとともに自治体での設置を促す。	生活文化局	消費生活部	企画調整課
4	2	7	地域における消費者教育の担い手の育成	○地域や職場などで消費者教育等の推進に中心的な役割を果たすことができる人材育成を図るため、消費者問題マスター講座を実施(ライブ配信及びオンデマンド配信、各13回。受講者数延べ2,721人) ・「消費者市民としての私たちの役割」をテーマに、消費者市民社会の考え方と消費者市民としての役割等について学ぶ講座を設定 ・区市町村において消費者教育等の担い手となる方等に消費者問題に関する知識習得の機会を提供するため、「区市町村枠」を設け、区市町村を通じて申込のあった受講生を受入れ(14区市、44人) ・希望する区市町村に対し、地域で消費者教育に携わる意思のある講座受講者の情報を提供することで、消費者啓発事業等への積極的な人材活用を促進 ・講座受講者の今後の活動につなげるため、区市町村において行う消費者教育啓発事業や消費者団体の活動等の情報をまとめ、受講者に提供	○消費者問題マスター講座(全13講座) ・講座受講者の活動を促進するため、講座受講者に対し、区市町村が実施する消費者啓発事業や消費者団体の活動等に関する情報を提供 ・希望する区市町村に対し、地域で消費者教育に携わる意思のある講座受講者の情報を提供することで、地域における積極的な人材活用を促進	生活文化局	消費生活総合センター	活動推進課
4	2	8	消費者教育教材の作成	○一般消費者、特に高齢者向けに、国際基準に合わせた洗濯表示や洗剤や漂白剤を選ぶ時のポイント、商業クリーニングでの注意点をテーマとしたDVDを作成 ○若者向け・ミドル層向け・シニア層向けに、様々な悪質商法の手口などを4コマ漫画で紹介する消費者読本「飯田橋四コマ劇場」を配布 ○消費生活に関連した情報(悪質商法の手口、相談窓口の紹介、消費者市民社会等)を幅広く掲載した「消費者教育・啓発ノート」を12万部作成し、都内の全高校2年生を対象に配布(12月) ○教員講座において、教材の活用方法等を解説する講座を実施し、活用を働きかけ ○教材の活用 教育研究会等の組織や、個別学校への消費者教育コーディネーターなどを通じた働きかけなどを通じ、利用促進を強化	○WEB版消費者教育教材 ・児童・生徒が消費者としての意識を持ち、社会の中で主体的に判断し行動できる力を身につけることを目的とし、都教委や学校現場と連携して教材を作成 ・学校の授業等での活用を推進 ○「飯田橋四コマ劇場」 ライフステージに応じた消費者教育を推進するため、若者向け・ミドル層向け・高齢者向けに、様々な悪質商法の手口などを4コマ漫画で紹介する消費者読本の活用を働きかけ ○消費者教育・啓発ノート 高校2年生を対象として、成人になる前に押さえておきたい消費生活の知識や消費生活トラブルの相談機関を紹介 ○教材の活用 教育研究会等の組織や、教員向けの消費者問題教員講座、個別学校への消費者教育コーディネーターなどを通じた働きかけなどを通じ、利用促進を強化	生活文化局	消費生活総合センター	活動推進課
4	2	9	消費者団体等の活動支援	○消費者団体・グループの活動の場としてのみならず、大学・専修学校等の教育機関が学習の場として利用できるように利用者拡大を図り、消費生活総合センター及び多摩消費生活センターの学習室及び教室の貸出を実施 ・消費生活総合センター(飯田橋)718回、多摩消費生活センター(立川)565回 ・オンラインでの申込受付を、多摩消費生活センターでは令和6年6月1日から開始、消費生活総合センターでは、12月1日から開始し、利用者の利便性を向上させ、施設予約に係る負担を軽減 ・施設のWi-Fiを活用し、オンライン学習の環境を整備 ○一般消費者に対する情報発信のための学習会として、消費者団体等と協働し協働学習会を実施(7回)	○消費者団体・グループ、教育機関の活動・学習の場として利用できるよう消費生活総合センター及び多摩消費生活センターのWi-Fi環境の整備された学習室及び教室の貸出を実施 ○利用者へオンライン受付を周知し、利用者の利便性向上 ○多摩消費生活センターにおいてセキュリティに配慮したWi-Fiを配備し、施設全域で来所者が自由に利用できる環境を整備 ○一般消費者に対する情報発信のための学習会として、消費者団体等と協働して協働学習会を実施	生活文化局	消費生活総合センター	活動推進課

東京都消費生活基本計画具体的施策 取組状況・取組予定調査票

(計画期間：令和５年度～令和９年度)

柱	方向性	施策No.	施策名	令和7年度の取組状況及び成果	令和8年度の取組予定	局	部	課
4	2	10	消費生活に関する図書資料室等の運営	○消費生活総合センター(飯田橋) 蔵書数:図書資料20,405冊、雑誌5,100冊、DVD等564本 貸出数:図書資料1,292冊、DVD等113本 図書資料室の利用者数34,520人 ○多摩消費生活センター(立川) 蔵書数:図書資料7,105冊、雑誌166冊、DVD等269本 貸出数:図書資料197冊、DVD等6本 図書の貸出人数88人 ○消費生活総合センター展示コーナーにおける商品テスト物等を活用した情報提供 ○多摩センター「市町村パンフレットコーナー」・「エシカルコーナー」における市町村資料やエシカル消費に関するパネル等を活用した情報提供	○図書資料室の運営 消費生活総合センター及び多摩消費生活センターの図書資料室において、最新の動向を踏まえた消費生活に関する図書、行政資料、団体資料(消費者団体、事業者団体)、DVD等の収集・整備を行い、閲覧・貸出等により提供 ○センターを会場とする講座のテーマに合わせて配架棚にて特設コーナーを設けるなど利用者の利便性を向上 ○パンフレットコーナー及び展示コーナー ・随時、内容の更新及び変更等を実施 ・消費生活部生活安全課からの商品テスト物等の提供と併せて、都民の消費生活に有益な情報を提供 ○多摩センターにおいては「市町村パンフレットコーナー」やエシカル消費に関するパネルやグッズ、パンフレットなどを展示する「エシカルコーナー」を設置し、情報を提供	生活文化局	消費生活総合センター	活動推進課
4	2	11	消費者団体との協働事業	○消費者月間事業 ・消費者問題の解決に向け、消費者団体と東京都による協働事業として10月を皮切りに各種事業を実施 ・より多くの都民の参加が得られるよう、オンライン配信等も活用し、時代に適合したテーマ設定など、暮らしに役立つ情報を発信 テーマ「未来のために今できることを」(参加消費者団体22団体) ○交流フェスタ 「見て、聞いて、話そう!交流フェスタ2025」をテーマに新宿駅西口広場イベントコーナーで開催。出展ブースでは、消費生活に関する様々な情報発信を行い、暮らしに役立つセミナーステージやクイズラリー、体験コーナー等を実施(約16,000人) ○メインシンポジウム 「ネット社会の落とし穴と私たちの選択」(会場 122人、視聴回数:335回YouTube配信) ○地域会場 多摩会場:講演会「災害時のいちばんの困りごととトイレどうする?」(会場 54人) 八王子会場(会場 54人):講演会「食べ物をムダにしない食品ロス対策」 ○くらしフェスタ東京 食と農セミナー 講演会・交流会「コメ農家が伝える これまでの挑戦と今後の展望」(会場 82人) ○エシカル消費 「楽しいエコライフ～悲壮感のない節約・節水術教えます!～」(視聴回数 1,383回YouTube配信) ○協賛事業 71件	○消費者月間事業 ・消費者問題の解決に向け、消費者団体と東京都による協働事業として実施 ・より多くの都民の参加が得られるよう、オンライン配信等の活用やエシカル消費など時代に適合したテーマ設定など、企画立案の充実を図るとともに、広報展開も強化 ・八王子会場は消費者団体の意向により本年度無し	生活文化局	消費生活総合センター	活動推進課
4	2	12	計量に関する周知活動と教育の推進	社会経済の基盤である計量の大切さをより広く認知理解促進を図るため、計量制度150周年の機会を活用して、計量になじみのない層、特に小中高校生等をターゲットに計量の普及啓発の強化に取り組んだ。 具体的には、計量検定所の業務を通して計量制度についてわかりやすく学ぶことのできる動画や、計量制度とくらしの変遷を関連付けて計量の大切さをわかりやすく学ぶことのできる150年記念コンテンツの制作・公開を行うほか、計量記念日行事において小中高校生等を対象とした講演会等を開催する等、計量への興味・関心の喚起から主体的な学びへとつながるよう取組を行った。 ○情報発信 ・関連団体と実行委員会を組織し、計量記念日(11/1)に「都民計量のひろば」を開催した。新たに中高生等を対象した講演会、小学生対象としたパフォーマンスを通して計量を学ぶプログラム等を実施した。 ・関係機関や区市町村等が主催する消費者向けイベントに(12会場)参加し、計量の普及啓発に努めた。 ・東京くらしWEBやリーフレット、SNS等を有効活用するとともに取材の機会をとらえるなどして、計量に関する情報を広く効果的に発信し、計量制度の啓発を図った。 ○消費者教育の推進 ・消費者の商品量目に関する意識の向上を図るため、消費生活調査員による食料品などの商品の計量調査を年3回実施した。 ・計量検定所の見学や計量展示室の公開で、消費者に計量検定所の役割や計量の歴史と制度を身近に感じてもらい関心を高めることで、計量の普及を図った。 ・小学生向け事業として、出前計量教室(5教室)及び親子はかり教室(小学生とその保護者)を実施した。親子はかり教室は実施回数を3回から6回に増やすことで、さらなる認知拡大・理解促進を図った。 ・小学校教員に対し、学校教育における計量に係る授業に活用できる体験型学習プログラムを提供する事業に関係団体と協力して取り組んだ。	○情報発信 ・関連団体と実行委員会を組織し、計量記念日(11/1)に「都民計量のひろば」を開催する。 ・関係機関や区市町村等が主催する消費者向けイベントに参加し、計量の普及啓発に努める。 ・東京くらしWEBやリーフレット、SNS等を有効活用するとともに取材の機会をとらえるなどして、計量に関する情報を広く効果的に発信し、計量制度の啓発を図る。 ○消費者教育の推進 ・消費者の商品量目に関する意識の向上を図るため、消費生活調査員による食料品などの商品の計量調査を年3回実施する。 ・計量検定所の見学や計量展示室の公開で、消費者に計量検定所の役割や計量の歴史と制度を身近に感じてもらい関心を高めることで、計量の普及を図る。 ・小学生向け事業として、親子はかり教室(小学生とその保護者)を実施する。 ・小学校教員に対し、学校教育における計量に係る授業に活用できる体験型学習プログラムを提供する事業に関係団体と協力して取り組む。	生活文化局	計量検定所	管理指導課
4	2	13	青少年のインターネット適正利用啓発講座	○青少年のインターネット利用環境の変化を踏まえ、最新の社会情勢を講座のテーマ設定に反映するなど、ネット上のトラブルや危険性を身近な問題として捉え、理解を深めてもらえるよう「ファミリールール講座」を816回開催し、136,180人が受講した。	○青少年のインターネット利用環境の変化を踏まえ、最新の社会情勢を講座のテーマ設定に反映するなど、ネット上のトラブルや危険性を身近な問題として捉え、理解を深めてもらえるよう「ファミリールール講座」を開催する(850 回程度開催予定)。	都民安全総合対策本部	総合推進部	都民安全課
4	2	14	SNSトラブル防止動画コンテスト	○応募総数361作品のうち、14作品を入賞とし、最優秀賞、優秀賞等の作品は、デジタルサイネージ等で放映し、青少年のSNS利用による様々なトラブルや被害の問題防止に対する意識啓発を図った。	事業廃止	都民安全総合対策本部	総合推進部	都民安全課

東京都消費生活基本計画具体的施策 取組状況・取組予定調査票

(計画期間：令和５年度～令和９年度)

柱	方向性	施策No.	施策名	令和7年度取組状況及び成果	令和8年度取組予定	局	部	課
4	2	15	児童等に対する防火防災教育	○教育機関等と連携して、幼児期から社会人に至るまでの段階に応じた総合防災教育を推進し、あらゆる学校行事等の機会を捉え、消防職員や消防団員等が学校などに出向いて防災教育を実施した。また、児童のタブレット端末や当庁のデジタル教材を活用し、学習効果を高めた。 ○こどもの発達段階に応じた事故事例や対応策を紹介するアニメーション動画「知ろう！！日常に潜む危険！！」を令和5年度に制作し、乳幼児編、小学生編、中高生編と幅広い児童等に注意喚起を図った。 ○総合防災教育実施件数及び人員は、7,839件、944,553名であった。	○教育機関等と連携して、幼児期から社会人に至るまでの発達段階に応じ、火災、地震、都民生活事故に係る総合防災教育を推進し、あらゆる機会を捉え、消防職員や消防団員等が学校などに出向いて防災教育を実施する。また、防災教育VR「B-VR」やデジタル教材等を活用し、総合防災教育を推進していく。	東京消防庁	防災部	防災安全課
4	2	16	食育推進活動支援のための情報提供	○食育・花育教室、市場まつり等の機会を通じ、地域住民等と市場関係者との交流促進を図るとともに、食育等の普及などを目的に、市場関係者と連携したイベントを実施した。 ※市場まつり：6市場で開催、食育・花育教室等：5市場で16回開催 ○著名な講師を招いて開催した料理教室やフラワーアレンジメント教室について、ダイジェスト動画の配信を通じて、中央卸売市場の理解促進と幅広い世代の食育等を推進した。	○食育・花育教室、市場まつり等を開催し、生鮮食料品流通の基幹的な役割を担う中で豊富に蓄積されてきた食に関するノウハウ等を活かして、食育・花育を推進していく。 ○講習会等を開催の上、後日デジタルを活用して配信することで、より多くの都民に対し、食育・花育や市場流通への理解促進を図っていく。	中央卸売市場	管理部	総務課
4	2	17	食育の推進	○食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯に渡り健全な食生活を実現することにより、心身の健康の増進と豊かな人間形成に役立つものであるため、幅広い事業を展開しており、令和7年度は以下のとおり行った。 ・区市町村や民間団体が実施する食育推進活動を支援するため、区市町村及び食育団体等に食育に関する事業の経費の一部を支援するとともに、食育関連団体の参加を募り、食の安全・安心の普及啓発のために食育フェアを開催した。 ・とうきょう元気農場を活用し、地産地消の一層の促進や農業への理解、生産者への感謝の気持ちの醸成を図った。 ・都民が健全な食生活を実践することを後押しできるよう食育施策を進めた。	○食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯に渡り健全な食生活を実現することにより、心身の健康の増進と豊かな人間形成に役立つものであるため、幅広い事業を展開しており、令和8年度は以下のとおり行う。 ・区市町村や民間団体が実施する食育推進活動を支援するため、区市町村及び食育団体等に食育に関する事業の経費の一部を支援するとともに、食育関連団体の参加を募り、食の安全・安心の普及啓発のために食育フェアを開催する。 ・都内農家の圃場などにおいて、種まきから収穫まで一連の農業体験や、調理体験、食育講習会など、体験を通じて効果的に食育を推進する。 ・都民が健全な食生活を実践することを後押しできるよう食育施策を進める。	産業労働局	農林水産部	食料安全課
4	2	18	ファイナンシャル・ウェルビーイング実現に向けた支援	○企業や学校等への講師派遣 企業や学校等からの依頼を受け、国や金融機関等と連携しながら、金融の専門家や金融経済教育の有識者等を講師として都から派遣することで、金融に関する幅広い学びの場の創出を促進。 ○都民向け金融セミナー FinCity.Tokyoの知見を活用し、ライフステージに合わせた金融知識を学ぶセミナーを5回実施した。 ○50代以降に特に必要な金融知識の普及 主に50代から60代を対象としたファイナンシャル・ウェルビーイング実現に向けて解説する「東京MONEY BOOK」を活用した金融知識の普及に係るイベント等を実施。	○都民向け金融セミナーを都の主催により5回程度実施する。当セミナー等のイベントにおいて、金融経済教育推進機構(略称:J- FLEC)認定アドバイザー等と連携して個別無料相談会を実施する等、個人のファイナンシャル・ウエルビーイング実現に向けた支援を実施する。	産業労働局	総務部	国際金融課
4	3	1	エシカル(倫理的)消費の理解の促進	「TOKYOエシカル」を土台に、パートナー企業・団体と連携し、都民を巻き込みながらムーブメントを育てていく。令和7年度の実績は以下のとおり ○令和7年度末、約290のパートナー企業・団体が参画 ○TOKYOエシカル公式サイトに加え、SNSを活用した「エシカル消費」やパートナー企業・団体等の活動に関する情報発信を継続的に発信 ○都とパートナー企業・団体の連携を強化し、アイデアを集結させるカンファレンスを開催(本会：1回目6/17、2回目2/10 分科会：1回目9/2、2回目2/10) ○エシカル消費を体験できる機会を提供し、日常での実践・定着につなげるマルシェを開催(11/22～11/24「スポーツFUN PARK」・「スポーツフェスタ2025 in 駒沢オリンピック公園」と連携し、東京2025デフリンピックの会場である駒沢オリンピック公園にてブース出展) ○小学生を対象に日常生活の中でのエシカルなアクションをテーマにしたイラストを募集。90点以上の応募作品の中から有識者による入選12作品を決定し、2/18に入賞者を対象とした表彰式を都庁にて開催。入賞作品12点をカレンダーにして都内全小学校(約1400校)に配布 ○10月から11月までの2か月間を「TOKYOエシカルキャンペーン」期間として、約100社のパートナー企業・団体と連携し、都民にエシカル消費の更なる実践拡大に向け一斉・集中的に呼びかけるキャンペーンを実施。専用サイト及びSNSでの集中的な情報発信に加え、都民参加型のプレゼントキャンペーンなど、エシカルキャンペーンの盛り上げを演出し、エシカル消費推進に向けた取組を実施 ○「TOKYO エシカル」に参画するパートナー企業・団体が連携して行うエシカル消費の普及啓発活動に対する経費の一部を助成事業を実施(採択数3件) ○新規パートナー企業・団体の募集 ○エシカル消費をテーマにした消費生活講座を実施 ○消費者月間事業「交流フェスタ2025」にて、エシカル消費の啓発を目的にブースを出展 ○消費者月間事業でエシカル消費をテーマにしたオンライン講演会を実施	「TOKYOエシカル」において、「何がエシカル消費につながるのか」「自分の身近な場所でやれること」などの情報発信を継続して行うと同時に、未来を担う子供たちに向けた取組やエシカル消費の認知度向上と行動実践を促す気運醸成企画等、パートナー企業・団体と協働事業を展開する。 ○TOKYOエシカル公式サイトに加え、SNSを活用した「エシカル消費」やパートナー企業・団体等の活動に関する情報発信を継続的に発信 ○都とパートナー企業・団体の連携を強化し、知見やアイデアを集結させるカンファレンスを年2回開催。また、令和8年度から新たにコミュニケーションツールを活用し、パートナー企業・団体等の更なる交流・活動の場を提供 ○小学生を対象に日常生活の中でのエシカルなアクションをテーマにしたイラストを募集し、入賞作品をカレンダーにして都内全小学校に配布する。 ○11月を「TOKYOエシカルキャンペーン」期間と位置付け、パートナー企業・団体と連携し、都民に対してエシカル消費の更なる実践拡大に向けた一斉・集中的な普及啓発を実施。専用サイト及びSNSによる情報発信に加え、都民参加型のプレゼントキャンペーン等により機運醸成を図る。 ○「TOKYO エシカル」に参画するパートナー企業・団体が連携して行うエシカル消費の普及啓発活動に対する経費の一部を助成する事業を開始。令和8年度より助成対象を拡大し、イベント、マルシェ等への出展に関する経費の一部も助成。パートナーの更なる自走化の促進を図る。 ○新規パートナー企業・団体の募集 ○エシカル消費をテーマにした消費生活講座を実施 ○消費者月間事業「交流フェスタ2026」にて、エシカル消費の啓発を目的にブースを出展 ○消費者月間事業でエシカル消費をテーマにしたオンライン講演会の開催	生活文化局	消費生活部 消費生活総合センター	企画調整課 活動推進課
4	3	2	廃プラスチック・食品ロスに係る資源ロス削減の推進	○食品関連事業者、消費者団体、有識者等が一堂に会する「東京都食品ロス削減パートナーシップ会議」において目標達成に向けた施策強化の方向性について議論するとともに、議論の内容等も踏まえ「東京都食品ロス削減・食品リサイクル推進計画」を策定した。 ○東京サーキュラーエコノミー推進センターと連携し、プラスチック、食品ロス削減についての相談マッチングや情報発信を実施し、加えて、サーキュラーエコノミーの早期導入に当たる具体的な取組等への支援を行うことで都民の行動変容を促した。	○食品関連事業者、消費者団体、有識者等が一堂に会する「東京都食品ロス削減パートナーシップ会議」において、東京都食品ロス削減・食品リサイクル推進計画の進捗や各主体の取組状況等について意見を交換するとともに、協働の取組を一層推進する。 ○東京サーキュラーエコノミー推進センターと連携し、プラスチック、食品ロス削減についての相談マッチングや情報発信を実施し、加えて、サーキュラーエコノミーの早期導入に当たる具体的な取組等への支援を行うことで都民の行動変容を促していく。	環境局	資源循環推進部	計画課

東京都消費生活基本計画具体的施策 取組状況・取組予定調査票

(計画期間：令和５年度～令和９年度)

柱	方向性	施策No.	施策名	令和7年度の取組状況及び成果	令和8年度の取組予定	局	部	課
4	3	3	「ふくしま⇄東京キャンペーン」の展開と被災3県の県産品の消費拡大	・東北3県(岩手・宮城・福島)及び能登半島地震等の被災自治体とともに、「復興応援ふるさと市」を5月に「御徒町南口駅前広場(おかちまちパンダ広場)」で、9月に「KITTE丸の内」で開催した(年2回)。 ・被災県産品の魅力や販売イベント等の情報を、都公式X(旧Twitter)や部HP、広報東京都等で広く発信した(Xのインプレッション数は第1回が9,576、第2回が15,445(令和8年5月現在))。 ・来場者数は第1回が7,857人、第2回が4,181人。	・東北3県(岩手・宮城・福島)及び能登半島地震等の被災自治体とともに、「復興応援ふるさと市」を年2回開催予定。 ・広報についても、引き続き被災県産品の魅力や販売イベント等の情報を、都公式X(旧Twitter)や部HP、広報東京都等で広く発信し、復興を支援していく。	総務局	復興支援対策部	都内避難者支援課
4	3	4	福祉・トライアルショップの展開	○年度を通して、安定した店舗運営に取り組んだ。 ○9周年のノベルティ配布や(2店舗についてそれぞれ9月／3月)、月ごとに異なるフェアの開催により、自主製品の魅力を引き出した商品開発及び付加価値の向上を図った。 ○事業所向けの説明会やフェアレポート作成を適宜行い、事業所支援に取り組んだ。 ○新規出品説明会を開催し、事業拡大を図った。 ○催事への出店や、卸委託販売拡大に取り組み、販売経路のマルチチャネル化を図った。 ○9周年の広報チラシ作成、フェアの告知(SNS投稿、ポスター作成)などの広報活動を行った。	○季節やアイテム別の企画並びに開店10周年フェアの通年開催等により、自主製品販売ショップ「KURUMIRU」の認知度向上を図る。 ○個々の事業所に応じた支援を提供し、自主製品の商品開発及び品質向上を目指す。 ○各種イベントへの出店、委託販売の拡大、ECサイトの改善により、販路拡大を図る。	福祉局	障害者施策推進部	地域生活支援課
4	3	5	地産地消の推進	○地産地消は、旬で新鮮な地元産食材を食べられるだけでなく、農地・海の環境保全、都市防災、流通に係る輸送燃料の節約など多面的な効果が見込まれるため、幅広い支援を展開した。 ○東京産食材の特徴や魅力をわかりやすく情報発信するとともに、それらの食材を使用する飲食店を紹介した(令和7年度新規登録店37)。また、都民が食について考え、学ぶことのできるイベント開催やwebサイトを運営した。そして、地域を巻き込んだ地場産農産物の消費拡大と販路拡大を積極的に行う区市町村に経費の一部を支援した。 ○今後とも都民一人ひとりの意識を高め、地産地消を実践する機運醸成を図るとともに、機会の提供を支援した。	○地産地消は、旬で新鮮な地元産食材を食べられるだけでなく、農地・海の環境保全、都市防災、流通に係る輸送燃料の節約など多面的な効果が見込まれるため、幅広い支援を展開している。 ○東京産食材の特徴や魅力をわかりやすく情報発信するとともに、それらの食材を使用する飲食店を紹介している。また、都民が食について考え、学ぶことのできるイベントを開催する。そして、地域を巻き込んだ地場産農産物の消費拡大を積極的に行う区市町村等を経費の一部を支援する。 ○今後とも都民一人ひとりの意識を高め、地産地消を実践する機運醸成を図るとともに、機会の提供を支援していく。	産業労働局	農林水産部	食料安全課
4	3	6	身近な生活環境でのVOC(揮発性有機化合物)対策	【令和7年度の主な取組状況】 ○令和5年度に最新の情報を加えた「身近な低VOC製品の選び方ガイドブック」を作成し、窓口・区の環境イベントなど、関係するイベント等で配布を行った。 ○新宿駅西口のデジタルサイネージ等により、夏季のVOC削減について周知した。 ○港を立ち上げた。 【取組成果】 江戸川区、調布市、主催の環境イベント・小学校への出前授業・エコプロダクツ展への出展等を通じて、パネル展示、環境配慮商品の紹介、アンケートの実施等によりVOCの説明と対策の必要性について周知した。 ○民間NGOと協定を締結し、大気環境に配慮する製品を紹介するサイト「Clear Sky Navi」において様々な(特に大気汚染防止に役立つ)商品を紹介した。 ○一般消費者においては、VOCという用語に馴染みがない方が多いことから、ホームページやガイドブック等での周知を通して、身近な生活環境でのVOCについて認識する機会を提供した。 ○ホームページにより一般消費者が、低VOC製品を選ぶ際の指標を提供した。	○ガイドブック配布やWebコンテンツ等による周知を引き続き継続するとともに、関係する各種団体と連携した周知活動を強化していく。 ○主にWeb形式により低VOC製品に関する一般都民向けのセミナー等を開催していく。 ○区市町村主催の環境イベントへの出展等により、VOCの説明と対策の必要性について周知を進めていく。 ○「Clear Sky Navi」の取り組みをさらに拡大するとともに、消費者への周知を図っていく。	環境局	環境改善部	化学物質対策課
4	3	7	生物多様性の普及啓発	【令和7年度の主な取組状況】 ○民間との連携による環境学習の推進 都とセブーンイレブン記念財団と協働で自然環境保全・環境体験学習事業を実施。森林整備、クラフト体験などを実施しており、参加人数は5,784名(2026年3月末時点)。 ○生態系に配慮した緑化の推進 「江戸のみどり登録緑地」新規登録1件。江戸のみどり登録緑地制度紹介パンフレットの更新。最新知見の習得及び江戸のみどり登録緑地登録者同士による情報共有を行う江戸のみどり連絡協議会を実施。 ○生物多様性の普及啓発 「東京都生物多様性地域戦略」を踏まえ、都の生物多様性の主流化及び普及を図るため、こども向けの生物多様性に関する普及啓発動画及び冊子の作成を実施。 【取組成果】 都民が参加できる環境学習等の実施により、生物多様性に関する普及啓発が図られている。	○民間との連携による環境学習の推進 都とセブーンイレブン記念財団と協働で実施する自然環境保全・環境体験学習事業について、参加者のニーズに合ったプログラムを検討し、内容の充実を図っていく。 ○生態系に配慮した緑化の推進 「植栽時における在来種選定ガイドライン」や「江戸のみどり登録緑地」制度等を活用して、事業者等に周知を図り、生物多様性に配慮した緑化を推進していく。 ○生物多様性の普及啓発 「東京都生物多様性地域戦略」を踏まえ、生物多様性の「保全と回復」、「持続可能な利用」、「価値認識と行動変容」に関する普及啓発を行っていく。	環境局	自然環境部	
4	3	8	環境学習の推進	【令和7年度の主な取組状況】 ○都民が環境問題への理解を深め、環境に配慮した自発的な行動を取れるよう、都民向けのテーマ別環境学習講座を対面及びオンラインで4回実施した。 ○環境学習の多様な手法について提示するとともに、環境教育のリーダー的人材を養成するための、環境教育に関する小学校教員向け研修会を対面及びオンラインで5回実施した。 ○環境に対する理解向上に向けて、環境学習動画として2テーマ制作し配信した。 ○都民の方々が環境に親しみながら学ぶことができる特設ホームページを運営。適宜、コンテンツを更新・充実させた。 【取組成果】 ○公益財団法人東京都環境公社と連携した環境学習事業(小学校教員向け環境教育研修会、都民向けテーマ別環境学習講座等)の実施により、環境問題への理解が深まり、社会のあらゆる場面における自主的な環境配慮行動の促進が図られた。	○これまで実施してきた小学校教員を対象とした環境教育研修会や都民を対象としたテーマ別環境学習講座等をデジタルも活用しながら、引き続き、実施していく。	環境局	総務部	環境政策課

東京都消費生活基本計画具体的施策 取組状況・取組予定調査票

(計画期間：令和５年度～令和９年度)

柱	方向性	施策No.	施策名	令和7年度の取組状況及び成果	令和8年度の取組予定	局	部	課
4	3	9	環境問題に配慮する消費者行動促進支援	【令和7年度の主な取組状況】 ○都庁各組織によるグリーン購入の推進に向け、説明資料の配付やHP上の情報発信により、一層の周知を図った。 【取組成果】 ○グリーン購入の推進により環境配慮型市場への移行を図ることで、消費者がこれまで以上に環境配慮型製品を購入することが可能となる。	○都各組織におけるグリーン購入達成率100%を目指し、庁内関係組織への周知をより一層推進する。	環境局	総務部	環境政策課
4	3	10	省エネラベリング制度	【令和7年度の主な取組状況】 ○販売店で、家電製品の省エネ性能の違いが一目でわかる省エネラベルを表示することで、消費者の省エネ型家電製品に対する選択を促し、省エネ製品の普及拡大を促進した。 【取組成果】 ○省エネラベルの活用により、販売店で家電製品の省エネ性能がわかりやすく示されることで、消費者自らの判断による省エネ行動が促進された。	○「家庭のゼロエミッション行動推進事業」等を通じて省エネラベリング制度を都民へ周知することで、消費者の省エネ型家電製品に対する選択を促し、省エネ製品の普及拡大と技術開発を促進する。	環境局	気候変動対策部	家庭エネルギー対策課
4	3	11	気候変動適応策の推進	【令和7年度の主な取組状況】 ○全庁的な推進体制のもと、PDCAサイクルによる進行管理を徹底し、各局と連携した適応策を強力に推進した。 【取組成果】 ○気候変動適応法に基づく「東京都気候変動適応計画(令和6年3月改定)」に記載された取組について、令和8年度から3年間の取組予定を示した「東京都気候変動適応計画アクションプラン2025」を令和8年3月に策定した。	○全庁的な推進体制のもと、PDCAサイクルによる進行管理を徹底し、各局と連携した適応策を強力に推進していく。	環境局	総務部	環境政策課
4	3	12	新たな環境施策を推進するための広報展開	【令和7年度の主な取組状況】 ○インターネット(SNS等)の活用 ・ホームページを活用し、最新の情報発信を積極的に行うとともに、X(旧Twitter)やFacebook、各種動画、デジタルメディアプレスリリース、デジタルサイネージ、インターネット広告等を活用した広報展開も実施 ・都庁総合HP及びMyTOKYOと連携した情報発信を実施 ・機械翻訳によるホームページの多言語化対応を継続 ・局HPの「環境局キッズページ」を更新し、家庭向けのページを充実化 ・各部のSNSアカウントについてKPIを定め、達成状況について定期的に確認・報告 ・GoogleAnalytics有償版等を活用し、HPやSNSの詳細なアクセス分析を実施 ○パブリシティの活用 ・報道機関へ積極的にプレス発表を実施 ○印刷物等の活用 ・「広報東京都」に環境施策に関する解説記事や特集記事を適宜掲載。イベント等の告知記事を開催時期に合わせ掲載 ・島しょ部を除く東京都全域の小学校で配布しているエコチル(こども環境情報紙)に環境施策やイベント情報などを掲載 ○HTT <電力をHへらす・Tつくる・Tためる>取組の推進 ・特設サイトを開設し、気候危機への対応だけでなく脱炭素社会の実現のため、「電力をHへらす・Tつくる・Tためる」取組を発信 【取組成果】 多様な媒体を活用し情報発信することで、都の環境施策がより多くの方の目に触れやすくなり、制度の利用やイベント等への参加など、一層の理解や行動変容に繋がっている。	引き続き、多様な媒体を活用し、積極的な広報展開を実施していく。 ○SNS・パブリシティ等を活用した情報発信の強化 ・X(旧Twitter)やFacebook等で伝わる内容を発信し、都の環境政策や都が抱える環境課題を広く周知する。 ・デジタルメディアプレスリリース、デジタルサイネージ、インターネット広告等を活用した広報展開を促進する。 ・報道機関への積極的なプレス発表を継続し、伝わる広報を展開する。 ・「広報東京都」などの広報紙を活用した発信を行う。 ○HTT <電力をHへらす・Tつくる・Tためる>取組の推進 ・特設サイトを更改し、脱炭素社会に向けた、「電力をHへらす・Tつくる・Tためる」取組を発信する。	環境局	総務部	総務課
4	3	13	ゼロエミッションモビリティの普及促進	●環境局 【令和7年度の主な取組状況】 ○都内の個人等に対して、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、電動バイク等の購入補助を実施した。 ○また、タクシー事業者等を対象に、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車のタクシー車両及び環境性能の高いユニバーサルデザインのタクシー車両の導入費用の補助を行った。 【取組成果】 補助事業等を通じて、CO2やNOx等の削減などの環境面のメリットや、税制優遇・燃費改善などの経済的メリットなど、ZEV(ゼロエミッションビークル)等の有用性を消費者が理解し、環境により良い車の導入を促進した。 ●産業労働局 ・都内に事業所等を有する法人に対して、電気自動車・バス・トラック、プラグインハイブリッド自動車・バス・トラック、燃料電池自動車、電動バイク等の購入補助を実施した。 ・EV充電器の導入費等の補助を実施した。 (ZEV車両導入へのインセンティブを充実) ・事業者等へのFCバス・FCタクシー・FCトラック・FCフォークリフトの導入を促進した。 ・ごみ収集車などの事業用水素モビリティの実装を支援した。 ・水素ステーションの整備・運営支援を実施した。 ・35メガパスカルの水素ステーションとカーシェア等を併せて整備・運営する事業者への支援を実施した。	●環境局 ○都内の個人等に対して、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、電動バイク等の購入補助を実施する。 ○EV充電器の導入費等の補助を実施する。 ○また、タクシー事業者等を対象に、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車のタクシー車両及び環境性能の高いユニバーサルデザインのタクシー車両の導入費用の補助を行う。 ●産業労働局 ○都内に事業所等を有する法人に対して、電気自動車・バス・トラック、プラグインハイブリッド自動車・バス・トラック、燃料電池自動車、電動バイク等の購入補助を実施する。 ○EV充電器の導入費等の補助を実施する。 (ZEV車両導入へのインセンティブを充実) ○事業者等へのFCバス・FCタクシー・FCトラック・FCフォークリフトの導入を促進する。 ○ごみ収集車などの事業用水素モビリティの実装を支援する。 ○水素ステーションの整備・運営支援を実施する。 ○35メガパスカルの水素ステーションとカーシェア等を併せて整備・運営する事業者への支援を実施する。	環境局 産業労働局	環境改善部 気候変動対策部 産業・エネルギー政策部	自動車環境課 地域エネルギー課 事業者エネルギー推進課、 新エネルギー推進課

東京都消費生活基本計画具体的施策 取組状況・取組予定調査票
(計画期間：令和５年度～令和９年度)

柱	方向性	施策No.	施策名	令和7年度の取組状況及び成果	令和8年度の取組予定	局	部	課
4	3	14	エコドライブ推進のための普及啓発	【令和7年度の主な取組状況】 ○九都県市の連携による映画館広告等の各種広告媒体を使ったエコドライブ普及活動を展開した。 ○事業者等がエコドライブに取り組む環境を整備するために、研修等で活用できる教材を配布した。 【取組成果】 ○エコドライブが燃費改善・事故防止に有効であることや経済的であることについて、消費者の理解を促すことで、エコドライブの実践を推進した。	【令和8年度の主な取組予定】 ○九都県市の連携による映画館広告等の各種広告媒体を使ったエコドライブ普及活動を展開する。 ○事業者等がエコドライブに取り組む環境を整備するために、研修等で活用できる教材を配布する。 【取組成果】 ○エコドライブが燃費改善・事故防止に有効であることや経済的であることについて、消費者の理解を促すことで、エコドライブの実践を推進する。	環境局	環境改善部	自動車環境課
4	3	15	環境にやさしい交通施策の推進	【令和7年度の主な取組状況】 ○自転車シェアリング事業について、「広域相互利用」(※)への参加に向けて支援した。 ※広域利用可能な自転車シェアリングの実施区市(R8年3月31日現在) ドコモバイクシェア:千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区 ハローサイクリング:千代田区、文京区、台東区、世田谷区、中野区、杉並区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市 ○自転車シェアリングの普及促進に向け、庁内関係部局や関係自治体等との連絡調整・情報共有を実施するとともに、サイクルポートの拡充や補助金の交付等、各区市の円滑な事業実施に向けて支援を行った。 【取組成果】 ○自転車シェアリング実施自治体の増加(令和元年度以降25区市増)やサイクルポートの拡充等により、自転車シェアリングの普及促進・利便性向上を図った。	【令和8年度の主な取組予定】 ○利用エリア拡大やサイクルポート拡充に向け、事業者間の連携の推進や普及啓発等に取り組み、区市町村等が実施する自転車シェアリングの更なる利便性向上を図る。	環境局	環境改善部	自動車環境課
4	3	16	ゼロエミッション住宅の普及促進	【令和7年度の主な取組状況】 ○家庭部門のエネルギー低減化を進めるため、高い断熱・省エネ性能を確保した「東京ゼロエミ住宅」の普及促進のための助成及び広報を実施している。 ○都内に「東京ゼロエミ住宅」を新築する建築主に対して、建設費の一部とともに、太陽光発電設備、蓄電池及びV2Hの設置費への補助、機能性PVの上乗せ補助を実施した。 ○省エネ性に優れ、災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅の普及拡大を促進するため、高断熱化や太陽熱利用システム、蓄電池、V2H、太陽光発電設備、機能性PV、高効率給湯器への助成を実施するとともに、省エネ点検・改修キャンペーン等の断熱改修等に関する普及啓発や、断熱窓の改修を進めるうえで課題のある企業とそれら課題を解決できる技術を持ったスタートアップの協働による断熱窓の改修を進めるための新しいサービスの検討・提案・試行のための伴走支援を実施した。 【取組成果】 ○助成及び広報を継続して実施したことにより、「東京ゼロエミ住宅」や、省エネ性能に優れ、災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅の普及を促進した。	○「東京ゼロエミ住宅」の新築に対する助成及び広報を継続して実施し、更なる普及促進を図る。令和8年度の助成事業においても、建設費の一部とともに、太陽光発電設備、蓄電池及びV2Hの設置費への補助、機能性PVの上乗せ補助を実施する。 ○省エネ性に優れ、災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅の普及拡大を促進するため、助成対象の拡充等を行い、引き続き高断熱化や太陽熱利用システム、エコキュート、蓄電池、V2H、太陽光発電設備、機能性PV等への助成を実施するとともに、省エネ点検・改修キャンペーン等の断熱改修等に関する普及啓発や、スタートアップの技術等を活用しながら企業等との連携による断熱窓の改修に関する新サービスを検討し、試行・実証する事業を実施する。	環境局	気候変動対策部	環境都市づくり課 家庭エネルギー課
4	3	17	家庭の省エネ・節電促進	【令和7年度の主な取組状況】 ○家庭の省エネ行動を促すため、省エネ家電の導入促進や省エネルギー性能の高い住宅の普及に向けた取組を進めている。 ○家庭でのエネルギー消費が大きいエアコン、冷蔵庫、給湯器又は照明器具を、より省エネ性能の高いエアコン、冷蔵庫、給湯器又はLED照明器具へ買い替えた都民に対し、「東京ゼロエミポイント」を付与する「家庭のゼロエミッション行動推進事業」を実施。令和7年8月30日からは、昨今の猛暑状況等を踏まえ、熱中症リスクの高い、高齢者や障害のある方へのエアコン購入の支援の拡充を行った。 【取組成果】 「東京ゼロエミポイント」の付与による省エネ性能の高い家電等への買い替えの促進により、消費者自らの判断による省エネ行動が促進された。	○引き続き、家庭の省エネ行動を促すため、「家庭のゼロエミッション行動推進事業」を実施する。	環境局	気候変動対策部	家庭エネルギー対策課
4	3	18	家庭における再生可能エネルギーの普及促進	【令和7年度の主な取組状況】 ○太陽光発電設備及び蓄電池の購入希望者を募集し、共同購入によるスケールメリットにより購入価格の低減を可能とする「太陽光発電及び蓄電池グループ購入促進事業」を実施した。 【取組成果】 ○太陽光発電設備及び蓄電池の導入に係る負担の軽減を図ることで、家庭における再生可能エネルギーの普及を促進した。	○家庭における再生可能エネルギーの普及促進を図るため、「太陽光発電及び蓄電池グループ購入促進事業」を引き続き実施する。	環境局	気候変動対策部	家庭エネルギー対策課
4	3	19	サステナブルファイナンスへの理解向上	○FinCity.Tokyoと連携し、国内外の金融機関等からの参加を得て、世界の動向や民間企業の先進的な取組等を共有・議論するフォーラムを開催したほか、同時期に実施される他の関連イベントとも連携を図り、令和7年10月15日から同月24日にかけてサステナブルファイナンスに関するイベントを集中的に開催した。一大イベント・ウィークとして発信することで、サステナブルファイナンスの機運醸成に取り組んだ。	○FinCity.Tokyoと連携して、サステナブルファイナンスに関するイベントを集中的に開催する。同時期に実施される他の関連イベントとも連携を図り、一大イベント・ウィークとして発信することで、サステナブルファイナンスの機運醸成に取り組む。	産業労働局	総務部	国際金融課

東京都消費生活基本計画具体的施策 取組状況・取組予定調査票

(計画期間：令和５年度～令和９年度)

柱	方向性	施策No.	施策名	令和7年度の取組状況及び成果	令和8年度の取組予定	局	部	課
5	1	1	高度専門的な消費生活相談	○10の専門分野グループによる効率的・効果的な相談処理 令和7年度相談受付件数：28,293件(前年度比約0.6%増) ○弁護士や建築士、美容医療専門家等の消費生活相談アドバイザーを活用 ○高度専門研修や民間ADR機関などの関係団体との情報交換等(計28回) ○外国人からの相談に対応するため、通訳派遣に加え、通訳を介した電話による三者間通話 ○聴覚障害者向けに電子メール相談及びタブレット端末を活用し、手話通訳を介した相談 ○事業者団体や関係行政機関等に対し、消費者被害防止に向けた協力や必要な取組について要望 ○心のケアが必要な相談者への対応強化等を図るため、消費生活相談カウンセラー(精神保健福祉士)を活用 ○消費生活相談の特に多い年齢層(若者・高齢者)を対象とした特別相談(高齢者：125件、若者：25件)(※取組中)	○10の専門分野グループによる効率的・効果的な相談処理 ○弁護士や建築士、美容医療専門家等の消費生活相談アドバイザーを活用 ○高度専門研修や民間ADR機関などの関係団体との情報交換等 ○外国人からの相談に対応するため、通訳を介した電話による三者間通話(英語、中国語、韓国語、タガログ語、ベトナム語) ○聴覚障害者向けに電子メール相談及びタブレット端末を活用し、手話通訳を介した相談 ○事業者団体や関係行政機関等に対し、消費者被害防止に向けた協力や必要な取組について要望 ○心のケアが必要な相談者への対応強化等を図るため、消費生活相談カウンセラー(精神保健福祉士)を活用 ○消費生活相談の特に多い年齢層(若者・高齢者)を対象とした特別相談	生活文化局	消費生活総合センター	相談課
5	1	2	新たな情報通信技術の活用	○「消費生活相談デジタル化アドバイザーボード(消費者庁主催)」への参加及び意見提言の実施 ○令和7年度「国の施策及び予算に対する提案要求」の実施 ○東京くらしWEBにおけるチャットボットの運用	○「消費生活相談デジタル化アドバイザーボード(消費者庁主催)」への参加及び意見提言の実施 ○令和8年度「国の施策及び予算に対する提案要求」の実施 ○東京くらしWEBにおけるチャットボットの運用	生活文化局	消費生活総合センター	相談課
5	1	3	相談テストの実施及び技術情報の提供	○都センター及び区市の相談員に対し、相談解決のための事故原因究明テストや、商品等に関連する技術情報を提供 ○クリーニングトラブルや洗剤に関するテストを実施(年間7件) ○モバイルバッテリーなどの様々な製品に使用されるリチウムイオン電池による事故が増加しているので、保管方法や異常を感じたら使用中止するように注意喚起を発信 ○消費生活に役立つテーマについて、一般都民や教員向けに実験実習講座を実施(年間11テーマ)。また、実験実習講座のテーマに関連するショート動画(1本)を制作し、「東京くらしWEB」等へ掲載 ○多様化する商品事故に対する迅速な対応を確保するため、消費生活部や保健医療局、国民生活センター、製品評価技術基盤機構(NITE)など庁内外の関係機関と積極的に情報交換を行い、連携強化を推進	○相談員への技術支援として、相談解決に必要なテストの実施及び商品等に関する技術情報の提供を実施 ○商品等による危害・危険の未然・拡大防止として、相談情報の傾向を的確にとらえ、危害・危険の増加傾向にある商品等について注意喚起を発信する ○消費生活に役立つテーマについて、一般都民や教員向けに実験実習講座を実施(年間11テーマ) ○多様化する商品事故に対する迅速な対応を確保するため、消費生活部や保健医療局、国民生活センター、製品評価技術基盤機構(NITE)など庁内外の関係機関と積極的に情報交換を行い、連携を強化	生活文化局	消費生活総合センター	相談課
5	1	4	不動産取引に関するトラブルの解決・防止のための相談	○不動産の売買・賃貸借等に関する都民からの電話及び窓口での相談に対しトラブル解決への適切なアドバイスを行うとともに、宅建業者からの宅建業法等の適用に関する問合せや相談にも適切に対応することにより、不動産取引に関するトラブルの未然防止に向けた取組を推進 ○都庁舎外で実施する相談会イベント(令和7年10月新宿区・令和7年12月多摩市)など多様な相談方法を導入することにより、消費者等が不動産取引に関する相談をしやすい環境の整備を推進 ○家賃値上げに係るトラブルや投資用不動産に関するトラブル相談に対し、迅速かつ適切に対応するため、それぞれ特別相談窓口を開設し、適切に助言等を実施	○不動産の売買・賃貸借等に関する都民からの電話及び窓口での相談に対しトラブル解決への適切なアドバイスを行うとともに、宅建業者からの宅建業法等の適用に関する問合せや相談にも適切に対応することにより、不動産取引に関するトラブルの未然防止に向けた取組を推進 ○都庁舎外で実施する相談会イベントなど多様な相談方法を導入することにより、消費者等が不動産取引に関する相談をしやすい環境の整備を推進 ○家賃値上げに係るトラブルや投資用不動産に関するトラブルに係る相談について、各特別相談窓口において適切に助言等を実施	住宅政策本部	民間住宅部	不動産業課
5	1	5	青少年のインターネット・スマートフォンのトラブル相談窓口	○青少年や保護者等のインターネット・スマートフォン等に関するトラブル相談窓口(「こたエール」)を適切に運営した。(「こたエール」相談件数1,550件)	○青少年や保護者等のインターネット・スマートフォン等に関するトラブル相談窓口(「こたエール」)を適切に運営する。	都民安全総合対策本部	総合推進部	都民安全課
5	1	6	生活安全相談センター等における迅速・的確な相談の受理	○生活安全相談センター、警察署等において、特殊詐欺や悪質商法等に関する相談受理をした際、銀行やカード会社の窓口を案内するだけでなく、警察官が直接連絡を取ったり、相談者の家族に対して説明をするなど、被害の拡大を確実に阻止した。 ○警察に寄せられる多種多様な消費関連問題に関する相談へ迅速・的確に対応するため、消費生活センターほか関係機関・部署との連携に努めるなど、各種取組を実施した。 ○相談者への防犯指導に留まらず、違法性があると思料される業者に対しては積極的に警察が介入して業者への事実確認をするよう取り組むとともに、関係機関との連携を図った。	○生活安全相談センター、警察署等において、特殊詐欺や悪質商法等に関する相談受理をした際、銀行やカード会社の窓口を案内するだけでなく、警察官が直接連絡を取ったり、相談者の家族に対して説明をするなど、被害の拡大を確実に阻止する。 ○警察に寄せられる多種多様な消費関連問題に関する相談へ迅速・的確に対応するため、消費生活センターほか関係機関・部署との連携に努めるなど、各種取組を実施していく。 ○相談者への防犯指導に留まらず、違法性があると思料される業者に対しては事件化も視野に入れて、積極的に警察が介入して業者への事実確認をするよう取り組むとともに、関係機関との連携を図っていく。	警視庁	生活安全部	生活安全総務課
5	1	7	区市町村消費生活相談窓口の支援	○消費生活相談アドバイザー12名を活用(アドバイザー会議、相談コーナー等 延べ67回) ○消費生活相談アドバイザー及び相談員を派遣(多摩市町村支援) ・北多摩南部地区消費者行政協議会に消費生活相談アドバイザーを講師派遣(1回) ・7区市の相談員計10名に相談員派遣・受入れ研修を実施(延べ27日間) ○消費生活相談カウンセラー2名を活用(カウンセリングコーナー、研修、出張カウンセリング等 延べ54回) ○区市町村消費生活行政担当職員等との情報連絡会(24回) ※飯田橋会場は対面とオンライン同時開催、立川会場は対面のみ ○「相談実務メモ」の発行(114件) ○区市町村からの相談処理に関する照会・回答(170件) ○「今月の消費生活相談」の発行、専門分野グループ報告等(冊子配布) ○PIO-NETシステムの運用支援を実施 ○消費生活相談支援サイトの運用 50区市町で利用 ○消費生活行政担当職員等の職務に係る知識や実務能力の向上を図るための研修を実施(11回、1,705人)	○相談解決のための事故原因究明テストや、商品等に関連する技術情報を提供 ○消費生活相談アドバイザー12名を活用(アドバイザー会議、相談コーナー等) ○消費生活相談アドバイザー及び相談員を派遣(多摩市町村支援) ○消費生活相談カウンセラー2名を活用(カウンセリングコーナー、研修、出張カウンセリング等) ○区市町村消費生活行政担当職員等との情報連絡会を開催 ○「相談実務メモ」の発行 ○区市町村からの相談処理に関する照会・回答 ○「今月の消費生活相談」の発行、専門分野グループ報告等(冊子配布) ○PIO-NETシステムの運用支援を実施 ○消費生活相談支援サイトの運用 ○消費生活行政担当職員等の職務に係る知識や実務能力の向上を図るための研修を実施	生活文化局	消費生活総合センター	相談課 活動推進課

東京都消費生活基本計画具体的施策 取組状況・取組予定調査票

(計画期間：令和５年度～令和９年度)

柱	方向性	施策No.	施策名	令和7年度の取組状況及び成果	令和8年度の取組予定	局	部	課
5	1	8	東京都多重債務問題対策協議会の運営	○相談状況や国(金融庁)・金融業界の動向等を注視しながら、4つの部会が連携し、多重債務問題の解決に向けた具体的な取組を進めた。 ①情報連絡部会:新任職員向け(6月、12月)、経験者向け(7月、1月)、それぞれ研修を実施。 ②相談部会:多重債務者を法律の専門家に確実につなぐ仕組み「東京モデル」の推進(2024年度実績:53件)及び無料特別相談「多重債務110番」(9月、3月)の実施(実績:9月 164件、3月 180件) ③生活再建部会:多重債務問題を抱える相談者からの生活相談に対する助言、必要に応じた貸付の実施(2025年度相談実績:1,243件。前年度比+2.4%) ④貸金業部会:関係機関との合同による「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」(6月、11月)を実施 ※相談部会と貸金業部会の合同開催を1回実施し、情報の共有に努めた。 毎年度各部会が連携しながら着実に取組を推進している。	①情報連絡部会:新任職員向け(6月、12月)、経験者向け(6月、2月)、それぞれ研修を実施予定。 ②生活再建部会:多重債務問題を抱える相談者からの生活相談に対する助言、必要に応じた貸付の実施予定	生活文化局 福祉局	消費生活部 生活福祉部	企画調整課 地域福祉課
5	1	9	東京都・区市町村・関係団体との連携による多重債務相談	○どの区市町村窓口へ行っても適切な対応が行われることを目指し、多重債務相談を法律専門家に確実につなぐ「東京モデル」の積極的な活用を促すため、区市町村に情報提供等を実施 ○東京都、区市町村、関係団体が連携した特別相談「多重債務110番」を実施(2回)。一人でも多くの多重債務者の救済を図るため、都の広報媒体等を積極的に活用し広く都民に周知 ①9月1日、2日(2日間) 合計190件(うち都56件) ②3月2日、3日(2日間) 合計171件(うち都47件)	○どの区市町村窓口へ行っても適切な対応が行われることを目指し、多重債務相談を法律専門家に確実につなぐ「東京モデル」の積極的な活用を促すため、区市町村に情報提供等を実施 ○東京都、区市町村、関係団体が連携した特別相談「多重債務110番」を実施(2回)。一人でも多くの多重債務者の救済を図るため、都の広報媒体等を積極的に活用し広く都民に周知	生活文化局	消費生活総合センター	相談課
5	1	10	多重債務者の生活再生に向けた支援	東京都生活再生相談窓口での相談体制の充実を図り、多重債務者の生活再建を支援するため、以下の取組を行った。 ○多重債務者への生活相談及び必要な資金の貸付 令和7年度の生活相談件数及び必要な資金の貸付件数は次の通り 新規相談件数 1,243人(前年度比 -2.4%) 貸付決定件数 10件(前年度比 +42.9%) ○都民対応窓口職員等への研修の実施 生活再生相談窓口相談員を講師に加えた「多重債務問題に関する研修」(新任向け・経験者向け 各2回)の実施を通じて、区市の相談窓口職員等の多重債務問題への理解を深め、対応ノウハウの周知ができた。 受講者数 新任向け(第1回)137人 経験者向け(第1回)65人 新任向け(第2回)79人 経験者向け(第2回)48人 ○広報活動の実施 ヤミ金融被害防止キャンペーンや多重債務110番等を通じた東京都生活再生相談窓口の広報に加え、自殺対策関連のネットワークを活用して相談窓口情報を提供し、他機関と連携した広報活動を行った。	東京都生活再生相談窓口での相談体制をより充実させ、多重債務者の生活再建を支援するため、下記の取組を行う。 ○多重債務者への生活相談及び必要な資金の貸付 引き続き多重債務者への生活相談対応を行い、家計状況を診断の上で必要に応じ資金の貸付を行う。国による緊急小口資金等の特例貸付の償還が令和5年1月から開始していることを踏まえ、令和5年2月以降、相談窓口への弁護士の派遣回数を週2日から週5日に拡充した。体制を強化して実施している相談支援を令和8年度も継続していく。 ○各種相談窓口職員等への研修の実施 生活再生相談窓口相談員を講師に加えた「多重債務問題に関する研修」を経験度別に複数回(新任向け・経験者向け 各2回)実施することで、区市の相談窓口職員等の多重債務問題への理解を深めると共に、更なる対応力向上を図る。 ○広報活動の実施 ヤミ金融被害防止キャンペーンや多重債務110番等、他機関と連携した活動を通じて、東京都生活再生相談窓口の広報を行い、制度周知を図る。また、広報東京都に多重債務生活再生事業の案内を予定している。	福祉局	生活福祉部	地域福祉課
5	2	1	消費者被害救済委員会による紛争解決	○委員会では以下の3件について処理 ①【継続案件】98号案件「個別クレジットを利用した全身脱毛エステティック契約に係る紛争」(R6.10.22付託、R7.9.30報告)第二部会を7回実施し、あっせん解決 ※区市町村及び東京都消費生活総合センターから付託依頼のあった申立人21名について処理 ②【新規付託】99号案件「家庭教師及び関連する教材等の契約に係る紛争」(R7.7.18付託 R8.4.22報告)第二部会を5回実施し、あっせん解決 ※区市町村から付託依頼のあった申立人1名について処理 ③【新規付託】100号案件「高齢者等終身サポート契約に係る紛争」(R8.1.7付託)第一部会において審議中 ※東京都消費生活総合センターから付託依頼のあった申立人1名について処理 ○相談担当職員研修において、97号案件「高齢者が次々に締結した住宅関連リフォーム工事等の契約に係る紛争」(令和6年度の報告案件)を題材に部会長が講義を実施	○消費者被害の救済を適切に実施するため、円滑な付託手続、迅速かつ適正な部会運営を実施 ○紛争の概要、審議の経過や結果を広く、分かりやすく情報提供することにより、個別案件の被害救済のみならず、同一又は同種の被害の防止と救済を実施 ○区市町村からの案件受入れを促進するため、区市町村訪問等を実施し、委員会の役割を説明するとともに、最新の消費生活相談や解決困難案件等について情報収集や意見交換を実施 ○付託案件に係る訴訟が提起された場合、当該消費者に対する訴訟資金の貸付、資料の提供等の必要な援助を実施	生活文化局	消費生活総合センター	活動推進課
5	2	2	集団的消費者被害回復に係る訴訟制度を担う団体との連携	○特定適格消費者団体が提訴した事案について、被害回復裁判手続資金の貸付を継続して行った。(新規案件:2件、継続案件:1件) ○団体との意見交換等を行い、今後の提訴等に向け、貸付制度等による総合的な支援を図った。	○特定適格消費者団体が提訴した事案について、被害回復裁判手続資金の貸付を継続して行い、特定適格消費者団体による円滑な訴訟追行に寄与する。 ○団体との意見交換等を行い、今後の提訴等に向け、貸付制度等による総合的な支援を図っていく。	生活文化局	消費生活部	企画調整課